# 目 次

## はじめに

序章	1
1. 制度改正の趣旨 $1$	
2. 改正法成立までの経緯 $2$	
地域団体商標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
1. 改正の必要性 5	
2. 改正の概要 6	
3. 改正条文の解説 7	
(1)登録要件 7	
(2)拒絶理由及び登録異議申立て理由の追加 22	
(3)無効理由の追加等 23	
(4)地域団体構成員の権利 27	
(5)先使用権 29	
(6)地域団体商標に係る商標権の移転 31	
(7)専用使用権の設定の制限 32	
(8)出願の変更 33	
4. 施行期日及び経過措置 <b>35</b>	
(1)改正法の施行期日 35	
(2)経過措置 35	
(3)政令への委任 38	
地域団体商標登録出願の流れ	40

Q&A集······	44
第3条第2項に基づく登録例	49
識別力のある図形等とともに地域の名称と商品の名称が用いられている	
商標登録例 ·····	52
地域ブランドの商標法における保護の在り方について	55
$I$ . 地域ブランドの定義と検討の背景 ${\it 56}$	
II. 地域ブランドの事例と登録ニーズ $62$	
III. 地域ブランドの保護制度について $69$	
検討経緯 76	
産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会 委員名簿	77
商標法の一部を改正する法律要綱	79
商標法の一部を改正する法律	81
理 由	87
商標法の一部を改正する法律 新旧対照条文	89
商標法の一部を改正する法律 参照条文	103
条文索引	119

制度改正担当者

## 序章

## 1. 制度改正の趣旨

近年、地域における事業者等が一体となって、当該地域の自然、歴史、風土、文化、社会等に起因した特色を有する商品の生産や役務の提供を行う取組み(地域ブランド化)が活発化しており、こうした取組みを支援する地方公共団体等の動きも活発化するなど、地域ブランドに対する期待が急速に高まっている。地域ブランド化の取組みにおいて、事業者は、自己の商品(役務)に、当該地域の名称と商品(役務)の名称等からなる商標を付すことで、当該商品の品質(役務の質)、原材料、製法等の特性がその地域に起因するものであるとの情報を端的に需要者に示すことにより、当該商標自体に一定の特性を有するものであるとの信用の蓄積を図っている。

しかし、こうした地域の商品(役務)に対する需要者の評価が高まるにつれて、第三者が当該商標を地域外で生産された商品や、当該地域で生産された商品ではあるが原材料等が異なる商品に使用することで、市場において当該地域産の真正な商品との誤認混同が生じ、当該名称に対する評価や信用を毀損されるとの問題が顕在化している。また、一旦こうした地域の名称と商品(役務)の名称等からなる商標の信用が毀損された場合、需要者の信用を再構築することは困難であり、第三者の広範な使用によって当該商標が一般名称化することもある。

こうした第三者の使用を排除するため、地域の名称と商品(役務)の名称等からなる商標について、現行の商標法では、それが全国的に広く知られている場合や他の図形等と組み合わせた場合でない限り、商標登録が認められておらず、発展段階におけるブランドを保護するのに必ずしも適切な制度となっていないとの指摘がなされていた。

このような認識の下、特許庁は、地域ブランドのより適切な保護を図るべく、「商標法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。この改正は、地域の名称と商品(役務)の名称等のみからなる商標について、一定の範囲で周知となったような場合には、一定の要件を満たしている団体に「地域団体商標」として登録を認めるとともに、その商標を使用していた第三者の営業活動の支障とならないよう、商標権の効力について一定の制限を設けるものである。

## 2. 改正法成立までの経緯

特許庁においては、平成16年5月27日に知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画2004」に基づき、地域ブランドの商標法における保護の在り方について、産業構造審議会知的財産政策部会の下に設置された商標制度小委員会等において検討を進めてきた。商標制度小委員会がまとめた報告書「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」は、平成17年2月に産業構造審議会知的財産政策部会に報告され、了承された。

「商標法の一部を改正する法律案」は、上述の報告書等を踏まえて策定され、 平成17年3月15日に閣議決定された後、同日第162回通常国会に提出された。 同法案は、4月15日に衆議院経済産業委員会において提案理由説明、5月11日 に同経済産業委員会における質疑及び採決を経て、5月12日の本会議において 可決された。参議院においては、5月17日に参議院経済産業委員会において提 案理由説明、6月7日に同経済産業委員会における質疑及び採決を経て、6月 8日の本会議において可決され、「商標法の一部を改正する法律」として成立 した。

同法は、平成17年6月15日に平成17年法律第56号として公布された。施行期日は平成18年4月1日からと規定されている。

【商標法の一部を改正する法律の成立・施行まで】 〈産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会〉

#### 平成16年

- 10月5日 第9回 「地域ブランドの保護について」
- 12月2日 第10回 「地域ブランドの保護について」(報告書案)
- 12月10日~平成17年1月10日 「地域ブランドの保護について」(報告書 案)に対する意見募集

#### 平成17年

- 1月14日 第11回 「地域ブランドの保護について」、「パブリックコメントに提出された主な意見に対する考え方」
- 2月18日 第12回 「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」(報告書案)

#### 〈報告書のとりまとめから施行まで〉

#### 平成17年

- 2月23日 産業構造審議会第6回知的財産政策部会 商標制度小委員会報告書「地域ブランドの商標法における保護 の在り方について」取りまとめ
- 3月15日 「商標法の一部を改正する法律案」閣議決定
- 3月15日 同法案第162回通常国会 提出
- 4月15日 衆議院経済産業委員会 提案理由説明
- 5月11日 衆議院経済産業委員会 質疑・採決・附帯決議
- 5月12日 衆議院本会議 可決
- 5月17日 参議院経済産業委員会 提案理由説明
- 6月7日 参議院経済産業委員会 質疑・採決・附帯決議
- 6月8日 参議院本会議 可決・成立

#### 平成18年

4月1日 施行

## 地域団体商標

## 1. 改正の必要性

近年、地域産業の活性化や地域おこしの観点から、いわゆる地域ブランドに対する注目が高まっている。地域ブランド化の取組みは、地域の自然的条件を活かした農林水産物や食品などの特産品、地域に歴史的な関連のある伝統的工芸品、地域において提供される特色あるサービスなどを、地域の複数の事業者が地域名を付した共通のブランド名を用いて販売・提供し、他の地域の商品やサービスとの差別化を図って、その付加価値を高めていこうとするものである。

しかしながら、地域ブランドが需要者の間で知名度を有するようになり、ブランド名に対する需要者の信用が高まると、その信用に便乗しようとする他者が地域外の商品やサービス、あるいは品質の低い商品やサービスに同じブランド名を使用することによって、地域ブランドの信用が毀損される事態が生じうる。

このような他人による信用への便乗を防止し、排除するためには、ブランド名について商標登録を受けることが有効な方策であるが、商標法の下で、地域ブランドについて多く用いられる地域の名称と商品(役務)の名称を組み合わせた商標の登録を受けることは、必ずしも容易ではないとの問題があった。すなわち、地域の名称と商品(役務)の名称等からなる文字商標については、出所を識別できない、事業者が広く使用を欲する商標であり一事業者による独占に馴染まないといった理由から、商品の産地、販売地、品質、役務の提供の場所、質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標等に該当するとして、原則的に登録を受けることができないとされている(第3条第1項)。

このような商標の登録を受けるためには、実務上出願人の商標として全国的な知名度を獲得し、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる(商標)」と認められることが必要とされているため(第3条第2項)、全国的な知名度を獲得するまでの間は他人の便乗使用を排除できず、また、他人により使用されることによって、出願人の商標としての知名度の獲得がますます困難となるという問題がある。

一方、地域の名称や商品(役務)名を含む商標であっても、特徴のある図形が付加された商標については、当該図形部分において自己の商品(役務)を他人の商品(役務)から識別することができるため、商標全体として識別力を有するものとして第3条第1項に該当せず、他の登録要件を満たす限り、商標登録を受けることができる。しかしながら、このような図形入りの商標については、他人が文字部分は同一であっても図形部分が異なる商標を使用した場合には、原則としてこれらの商標が類似とは認められないことから、他人の便乗使用を有効に排除できないという問題がある。

以上のような問題により、地域ブランドについて多く用いられる地域の名称と商品(役務)の名称を組み合わせた文字商標については、商標法による保護が限定されており、発展段階にある地域ブランドの保護について関係事業者の期待に十分応えられていないのではないかとの指摘があった。このため、全国的な需要者との関係では十分に出所識別機能を有しているとまでは言えない段階にあっても、商標登録を受けることができるように制度を整備することが課題となっていた。

## 2. 改正の概要

地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標について、地域との密接な関連性を有する商品(役務)に使用され、需要者の間に広く認識されている場合には、事業協同組合その他の組合による地域団体商標の登録を可能とする。また、地域団体商標の商標登録出願前からその指定商品(指定役務)と同

一又は類似の商品(役務)について同一又は類似の商標を使用していた者については、商標が周知となっているか否かを問わず、一定の条件を満たせば、その商標を継続的に使用する権利を認める。このほか、地域団体商標の登録要件を満たさない場合には、異議申立て及び無効審判を請求できることとする。

## 3. 改正条文の解説

- (1) 登録要件
- ◆商標法第7条の2

#### (地域団体商標)

- 第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)又はこれに相当する外国の法人(以下「組合等」という。)は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定(同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。)にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。
  - 一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普 通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
  - 二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
  - 三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは

役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称 を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の 提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字で あつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

- 2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。
- 3 第一項の場合における第三条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。
- 4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、 第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等である ことを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定す る地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁 長官に提出しなければならない。

## ① 地域団体商標の登録要件(第7条の2第1項及び第2項)

第7条の2第1項及び第2項は、地域団体商標に固有の登録要件を定めている。地域団体商標の登録要件を大別すると、次のとおりである。

- ア 出願人が法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であり、設立根拠法において構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が規定されていること
- **イ** 出願された商標が構成員に使用をさせる商標であること
- **ウ** 出願された商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる文字商標であること

- エ 出願された商標中の地域の名称が商品(役務)と密接な関連性を有していること
- オ 出願された商標が周知となっていること

以下、それぞれの要件について解説する。

#### ア 主体要件

地域団体商標の商標登録を受けることができる者は、法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であり、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、若しくはその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨(加入の自由)の定めのある組合、又はこれに相当する外国の法人である。団体商標の主体要件との違いは、組合の設立根拠法において不当に構成員たる資格を有する者の加入を制限してはならない旨の規定が定められていることを要件とした点にある。

地域団体商標として登録される地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標は、本来、地域における商品の生産者や役務の提供者等が広く使用を欲するものであり、一事業者による独占に適さない等の理由から第3条第1項各号(特に第3号や第6号)に該当するとして登録が認められなかったものであることから、その商標登録を認めるに当たっては、可能な限り、商標の使用を欲する事業者が当該商標を使用することができるようにすべきである。こうしたことから、地域団体商標においては、出願人たる団体の設立根拠法において構成員資格を有する者の団体への加入を不当に妨げてはならないとの義務が規定されていることを主体要件の一つとし、当該商標の使用を欲する事業者が団体の構成員となって使用をすることができる途が妨げられないように措置した。当該義務の履行は、義務違反に対する罰則の適用や監督官庁による指導・監督によって間接的に担保されることが考えられる。

地域団体商標の登録を受けることができる者には、団体商標と異なり民法 第34条の規定により設立された社団法人が含まれていないが、これは、民法 上、社団法人の構成員たる資格を有する者の加入の自由に関する規定がない ため、地域団体商標の主体とはなりえないことが明らかであることによる。

#### (参考1)

- ・「事業協同組合」とは中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合を いい、「その他の特別の法律により設立された組合」とは、農業協同組 合法により設立された農業協同組合、水産業協同組合法により設立され た漁業協同組合等をいう。
- ・「これらに相当する外国の法人」とは、業として商品の生産や役務の提供をする事業者を構成員に有し、法人格を有する外国の団体であって、 構成員資格を有する事業者の加入が不当に制限されないことが法律上担保されている団体をいう。

#### (参考2)

例えば、事業協同組合及び農業協同組合については、各設立根拠法において、加入の自由は以下のように定められている。

- ○中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第14条
- ○農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第20条

「組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、 正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合 員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。」

#### イ 構成員に使用をさせる商標であること

地域団体商標は、団体商標と同様に、事業者を構成員に有する団体がその 構成員に使用をさせる商標であり、商品又は役務の出所が当該団体の構成員 であることを明らかにするものである。そのため、地域団体商標として登録 される商標は、団体が「その構成員に使用をさせる商標」であることが必要となる。構成員に加えて団体自身が使用をする商標であってもよい。

地域団体商標の商標権者である団体は、構成員による商標の使用の条件を 定めることができ、団体の構成員は当該条件に従って、指定商品(指定役 務)について、地域団体商標にかかる登録商標の使用をする権利を有するこ ととなる(第31条の2第1項)。

## ウ 対象とする商標の要件

#### ⑦ 限定の理由

地域団体商標として登録を受けられる商標は、第7条の2第1項各号に列 挙されている、地域の名称と商品又は役務の名称等を普通に用いられる方法 で表示する文字のみからなる商標である。

地域団体商標として登録を受けることができる商標を一定の構成のものに限定した理由は、図形等と組み合わされた商標や特殊な文字により表示された商標のような元々識別力を有する商標については、そもそも第3条第1項各号に該当しないため、改正前においても登録を受けることが可能であり、地域団体商標制度によって登録を認める必要性が生じていないことによる。

#### (補説) 地域の名称のみの商標を対象としなかった理由

地域団体商標として登録を受けることができるのは、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標であり、地域の名称のみからなる商標は 登録を受けることができないこととしている。その理由は次のとおりである。

- ①一般に、地域ブランドについては、地域の名称と商品又は役務の名称を 組み合わせた商標が用いられることが多く、地域の名称のみの商標が用 いられることはまれである。
- ②地域の名称のみの商標についても登録を認めると、類似商品(役務)に 地域の名称のみの商標を使用したときには権利侵害となり、同一又は同

名の地域において他の商品(役務)を生産・販売、提供等する者による 地域の名称の正当な使用を過度に制約し、その事業活動を萎縮させるお それがある。

#### (参考)

・「普通に用いられる方法で表示する文字」とは、普通の態様で表示する 文字標章(標準文字を含む。)をいう。

#### (1) 商品名·役務名

地域団体商標として登録される商標中の商品(役務)の名称はその指定商品(指定役務)と一致していることが必要である。第7条の2第1項本文においては、周知性の要件として、「その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているとき」と規定しており、当該「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務」が指定商品(指定役務)となるところ、第1項各号においても、同じ「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務」との文言を用いることにより、商標中の商品(役務)の名称と指定商品(指定役務)との同一性を明らかにしている。このため、地域団体商標中の商品(役務)の名称と異なる商品(役務)を指定商品(指定役務)とすることはできないこととなる(例えば、「〇〇りんご」との商標について、「りんごジュース」や「りんごケーキ」を指定商品とすることはできない。)。

## (ウ) 普通名称

第1項第1号の「普通名称」とは、取引界においてその名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、その商品又は役務の一般的な名称であると意識されるに至っているものをいう。

#### (エ) 慣用されている名称

第1項第2号の「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」(慣用名称)とは、商品又は役務の普通名称とはいえないが、商品又は役務を表す名称として需要者、取引者の間で慣用されている名称をいう。普通名称の略称が慣用されている場合も含まれる。例えば、工芸品における「焼」(陶器、磁器)、「織」(織物)、「塗」(漆器、塗物)、食品における「牛」(牛肉)、「豚」(豚肉)、「漬」(漬物)などが該当すると考えられる。

#### (オ) 商品の産地等を表示する際に付される文字

第1項第3号は、地域の名称及び商品(役務)の普通名称又は慣用名称に、「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」が加わった商標を対象としている。例えば、「本場」、「特産」、「名産」などの文字が加わった商標が該当すると考えられる。

いわゆる地域ブランドとして使用されている商標には、商品が特定の地域で生産されたものであることを端的に示すために、「本場」等の文字が付加された商標があることから、このような商標についても地域団体商標として登録を受けることができることとしたものである。

なお、第1項第3号の「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字」における商品(役務)は、条文上、「その商品の産地又は役務の提供の場所」とは規定されていないことから、団体又はその構成員の業務に係る特定の商品(役務)を意味するものではなく、より一般的な商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に用いられる文字を意味している。

また、「本家」、「元祖」、「特選」といった文字は、「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字」とは認められないため、地域の名称及び商品(役務)の普通名称・慣用名称にこれらの文字が加わった商標は地域団体商標として登録を受けることはできない。

#### エ 地域の名称と商品又は役務の密接関連性の要件

第1項各号に掲げる商標はいずれも「地域の名称」を含む商標である。「地域の名称」の定義は第2項に規定されており、「自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。」と定義されている。

地域団体商標制度は、地域ブランドの保護による産業競争力の強化と地域 経済の活性化を目的として、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる 商標の登録要件を緩和する制度であることから、出願された商標が、単に地 域の名称の持つイメージを利用しただけであり、実際には当該地域と関連し ない商品(役務)について使用されるような場合にまで商標登録を認める必 要はない。加えて、地域団体商標は、後述するように、周知性を要件とし て、第3条第2項よりも緩やかな要件で地域の名称及び商品(役務)の名称 等からなる商標の独占的な使用を認めることになる以上、地域との関連性が ない商品(役務)について使用されている商標について、安易に商標登録を 認めることは不適切である。こうしたことから、地域団体商標制度において は、商標中の地域と団体又は構成員が出願前からその商標を使用している商 品(役務)とが密接な関連性を有することを要件としている。

地域と商品(役務)の関連性については、一般的には商品の産地又は役務の提供地である場合が多いと考えられることから、第2項では、商標中の地域の名称が商品の産地又は役務の提供の場所である場合を特に例示している。また、地域ブランドの取組みにおいて、当該地域の名称を使用する理由は様々であることから、商品の産地又は役務の提供の場所である場合に限らず、これらに準ずる程度に商品(役務)と密接な関連性を有している地域である場合も許容することとしている。

「(商品の産地又は役務の提供の場所)に準ずる程度に当該商品若しくは当 該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」の例としては、商品の主 要な原材料の産地や商品の製法が由来する地などが想定されるが、これらに限定されるものではない。商品(役務)と地域との密接な関連性の有無は、商品(役務)の種類、取引者・需要者層、取引の実情等に応じて、商標中にその地域の名称を用いることが社会通念上妥当なものと認められるか否かといった観点から判断される。

「商品の産地」、「役務の提供の場所」及びその他の「地域の名称」は、出願時の行政区画の名称(都道府県名、市町村名等)に限られず、旧地名、旧国名、河川・山岳・湖沼等の名称、海域名その他の地理的名称を広く含む。また、商標中の地域の名称は、しばしば略称が用いられることから、地域の名称の略称も含むこととしている。

#### オ 周知性の要件

#### ⑦ 商標の周知性を要件とした理由

地域団体商標として商標登録を受けるためには、商標が使用された結果、 出願人である団体又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するもの として需要者の間に広く認識されていること、すなわち、商標が周知となっ ていることが必要である。

従来、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標は、その商品(役務)を指定商品(指定役務)とする場合には、第3条第1項各号に該当するとして登録が認められず、登録を受けるためには第3条第2項の要件を満たす必要があった。第3条第2項は、同条第1項第3号から第5号までに該当する商標であっても、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」については、商標登録を受けることができる旨を規定している。第3条第2項は、どの範囲の需要者にどの程度認識されている必要があるかについては規定していないが、実務上は、全国的な範囲の需要者に高い浸透度をもって認識されていることが必要とされている。このため、地域の名称及び商品(役務)の名称等のみからなる商標について、第3条第2項の規定により登録を受けることは困難

であった。

改正法により導入された地域団体商標制度は、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、我が国の産業の競争力強化と地域経済の活性化を支援するとの目的から、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標について、第3条第2項よりも緩やかな要件で商標登録による独占を認めるものである。

このため、地域団体商標として登録を認めるためには、少なくとも第三者による自由な使用を制限してまでも地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標を保護すべきであるといえる程度に当該商標に信用が蓄積されていることが必要である。また、地域団体商標制度の目的の一つが、第三者による商標に化体した信用への便乗を排除しうるように措置することにある以上、保護対象とする商標は、第三者による便乗使用のおそれが生じうる程度に信用の蓄積がされているものに限定すべきである。そこで、商標が使用された結果、出願人である団体又はその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていること、すなわち、商標が周知となっていることを地域団体商標の登録要件としている。

## (イ) 周知性の程度

地域団体商標制度は、第3条第2項よりも緩和された要件で地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標の登録を認めるものであることから、要求される周知性の程度は、需要者の広がり及びその認知度において、同項に基づき登録を受ける場合に実務上要求されるものよりも狭く、また低いもので足りる。需要者の広がりについては、商品(役務)の種類、取引者・需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、例えば隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることが必要であると考えられる。なお、地域団体商標として登録されるためには、あくまでも日本国内において周知となっていることが要件とされる。

#### (補説)複数団体による同一商標の使用

同一地域において、複数の団体が同一の商標を使用しており、その商標が特定の一つの団体又はその構成員の業務に係る商品(役務)を表示するものとして周知となっていると認められない場合には、いずれの団体も独自に登録を受けることはできないと考えられる。また、複数の団体がいずれも周知となっている場合には、需要者に混同をもたらすおそれがあるため、通常の商標について同様の状態にある場合と同じく、第4条第1項第10号の規定により、地域団体商標の登録を受けることはできないと考えられる。なお、こうした場合であっても、同一の商標を使用している複数団体がまとまって共同出願をし(又は、出願の後には共同出願に名義変更をし)、地域団体商標の登録要件を全体として満たすと判断される場合、これら複数の団体又はその構成員の業務に係る商品(役務)を表示するものとして周知となっているとして、登録が認められる場合もあるものと考えられる。

# ② 第3条の適用の例外規定 (第7条の2第1項柱書、第7条の2第3項) ア 他の登録要件

地域団体商標の商標登録出願については、第7条の2に規定する固有の登録要件のほか、第3条第1項や第4条第1項の通常の商標登録出願の要件を満たす必要がある。

もっとも、地域団体商標として登録を受けることができる地域の名称と商品(役務)の名称等からなる商標については、改正前には第3条第1項(特に第3号や第6号)に該当するとして登録が認められなかった商標であるから、第3条第1項の規定がそのまま適用されるとすると、登録を受けることができない。そこで、第3条の規定の適用について例外規定を設けている。

## イ 第3条第1項の適用

第7条の2第1項柱書は、「第3条の規定(同条第1項第1号又は第2号 に係る場合を除く。)にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けること ができる。」と規定し、地域団体商標の固有の登録要件を満たす商標登録出願については第3条第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、登録を受けることができる旨を規定している。

地域団体商標として登録される商標は、従来、第3条第1項第3号から第6号までに該当するとして登録が認められなかったものであることを考慮し、これらの規定にかかわらず登録を受けることができることとしたものである。

一方、第3条第1項第1号及び第2号において商標登録を受けることができない商標として規定される「商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」及び「その商品又は役務について慣用されている商標」は、何人も使用できるようにしておく必要性が特に高く、地域団体商標として出願された場合であっても登録を認めるべきではないことから、第3条第1項第1号及び第2号は通常の商標登録出願と同様に適用されることとしている。

## ウ 第3条第2項の適用

上記のとおり、地域団体商標制度は第3条第2項の場合よりも緩和された 要件で登録を認めるものであることから、第3条第2項の要件を満たす場合 は常に地域団体商標の周知性の要件を満たしていることになり、第3条第2 項の規定を適用する必要はない。そこで、地域団体商標については、第3条 第2項の規定も含め、「第3条の規定(同条第1項第1号又は第2号に係る 場合を除く。)にかかわらず」登録を受けることができると規定している。

## ③ 出願に当たり提出する書面(第7条の2第4項)

第7条の2第4項は、出願に当たり、出願人が主体要件を満たすことを証明する書面及び出願された商標中の地域の名称が出願人が出願前から当該商標を使用していた商品の産地等であることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならないことを定めている。

地域団体商標に固有の登録要件は第7条の2第1項に規定されており、いずれも実体審査事項となっているが(第15条)、そもそも事業協同組合等の特別の法律により設立された組合でなく主体要件を満たさないことが明らかな会社や個人等による出願の場合には、実体審査を行うまでもなく方式審査の段階で出願を却下することが適当である。このため、出願人に対して主体要件を満たすことの証明書の提出義務を課し、提出がない場合には出願を却下することとしている。

また、第7条の2第4項においては、出願に当たり、特許庁長官に対し、「その商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」も提出させることとしている。地域の名称は、出願人である団体又はその構成員が商標登録出願前から出願に係る商標を使用していた商品(役務)と密接な関連性を有するものでなければならないが、実際に団体や構成員がどのような商品(役務)に出願に係る商標を使用しており、その商品(役務)が商標中の地域とどのような関連性を有しているかについては、出願人からの書類の提出がない限り判断できないことから、明示的に出願人に書類の提出義務を課したものである。当該書類の提出がない場合には、方式審査の段階で、出願が却下されることとなる。

#### (補説1)地域団体商標の指定商品(役務)について

地域の名称及び商品(役務)の名称等のみからなる文字商標は、これまで、商品の産地、販売地、品質、役務の提供の場所、質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標(第3条第1項第3号)等に該当するばかりでなく、その商標の構成から、取引者・需要者をして「その地において生産される商品」又は「その場所において提供される役務」等の認識を生じさせやすいものであり、商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標(第4条第1項第16号)に該当するとして、登録を受けられないものとされてきた。

しかしながら、本改正は、地域ブランドの適切な保護という観点から、

地域の名称及び商品(役務)の名称等のみからなる文字商標であっても、 その商標中の地域の名称が商品又は役務と密接な関連性を有すると認められること等を要件として、第3条第1項第3号等の規定に関わらず登録を 受けられることとしたものである。

こうしたことから、地域団体商標に接する需要者は、当該商標が付された商品(役務)について、商標を構成する地域名との密接な関連性を期待するものと考えられ、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあると考えられる。

したがって、地域団体商標の指定商品(指定役務)については、例えば、商品の産地であれば「○○(地域の名称)産の△△(商品の名称)」、 役務の提供地であれば、「○○(地域の名称)における△△の提供(役務の名称)」のように地域的な限定を付す必要があると考えられる。

# (補説2)地域団体商標と通常商標の先後願について(第4条第1項第11号)

地域団体商標の商標登録出願より先に出願された文字部分が同一又は類似の図形入りの登録商標が存在する場合であっても、原則として、かかる 先願の登録商標の図形部分が商標の要部となるため、地域団体商標とは類似せず、後願の地域団体商標の商標登録出願は拒絶されないと考えられる。ただし、先願に係る登録商標が文字部分だけで周知となっている場合には、後願の地域団体商標と類似するとして、地域団体商標の商標登録出願が拒絶される可能性があると考えられる。

一方、地域団体商標の商標登録出願より後に出願された文字部分が同一又は類似の商標については、地域団体商標が需要者の間で周知となっているとして登録された商標であることから、取引者・需要者は、後願の商標の文字部分に着目、記憶し取引に当たることが少なくないものと考えられる。そのため、原則として、後願についても文字部分から称呼や観念を生じ、かつそれらが地域団体商標の称呼や観念と同一であるか又は類似していることから、当該後願の商標は地域団体商標と類似し、第4条第1項第

11号に該当するものとして登録が認められないこととなると考えられる。

#### (補説3) 第26条の適用について特別の規定を設けなかった理由

地域団体商標として登録された商標権の効力は、先使用権の要件が緩和されている点を除き、通常の登録商標権の効力と異なるものではない。したがって、地域団体商標の商標権者は、権原なく指定商品(指定役務)と同一又は類似の商品(役務)について同一又は類似の商標を使用する者に対して、差止請求(第36条)及び損害賠償請求(民法第709条、商標法第38条)を行うことができる。

一方、地域団体商標として登録される地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標は、当該地域において当該商品の生産・販売、役務の提供等を行う者が広く使用を欲する商標であり一事業者による独占に適さない等の理由で原則的に登録を認めないこととされていたものである。このため、地域団体商標が登録されたことにより、同種の商品を扱う者が商品の産地や原材料名等の取引上必要な表示を全く付せなくなれば、これらの者の営業活動が過度に制約されるおそれがあり、地域団体商標に係る商標権の効力が他の事業者による取引上必要な表示に対して過度に及ばないようにする必要がある。

この点、第26条第1項第2号及び第3号は商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務の普通名称、産地、販売地、提供の場所等を普通に用いられる方法で表示する商標については、商標権の効力が及ばないことを規定しているが、上述のような趣旨から、地域団体商標に係る商標権に関しても特段の規定を新たに設けず、これらの規定の適用を認めることとした。

なお、第26条第1項において商標権の効力を制限している趣旨が、業務を行う者がその商品又は役務について同項各号に掲げる商標を普通に用いられる方法で使用をする場合にまで商標権の効力を及ぼすのは妥当でないとの理由によるものであることや、同条の適用に関する裁判例等の考え方にかんがみると、地域団体商標と同一又は類似の商標の使用に関する第26条第1項第2号又は第3号の適用については、自他商品(役務)の識別機

能を発揮する態様で使用されているか否かにより個別具体的に判断すべきであると考えられる。したがって、取引者・需要者の認識を基準として、自他商品(役務)識別機能を発揮するような態様で商標が使用されていれば、第26条第1項第2号及び第3号の規定の適用はなく、地域団体商標に係る商標権の効力は及ぶものと考えられる。

### (2) 拒絶理由及び登録異議申立て理由の追加

#### ◆商標法第15条

#### (拒絶の査定)

- 第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。
  - 一 その商標登録出願に係る商標が第三条、第四条第一項、第七条の二 第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二 条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項又 は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により 商標登録をすることができないものであるとき。

二·三 (略)

第15条第1号は、地域団体商標の商標登録出願が第7条の2第1項に規定する登録要件を満たさない場合を拒絶理由として規定している。なお、地域団体商標の商標登録出願が、第3条第1項第1号及び第2号や第4条第1項により商標登録をすることができない場合等、第15条各号の規定に該当する場合には、通常の商標と同様に拒絶されることとなる。

#### ◆商標法第43条の2

#### (登録異議の申立て)

- 第四十三条の二 何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、 特許庁長官に、商標登録が次の各号の<u>いずれかに</u>該当することを理由と して登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上 の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定 役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。
  - 一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条 第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二 第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項又は第七 十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してさ れたこと。

二 (略)

第43条の2第1号は、地域団体商標の商標登録出願が第7条の2第1項に規定する登録要件を満たさないにもかかわらず登録された場合を、登録異議の申立て理由として規定している。

なお、地域団体商標の商標登録出願が第3条第1項第1号及び第2号や第4条第1項に違反して登録された場合など、第43条の2各号の規定に該当する場合には、同様に登録異議の申立ての対象となる。

#### (3) 無効理由の追加等

## ◆商標法第46条

#### (商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、その商標 登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合 において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条 第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項(第五十二条の二 第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項又は第七 十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してさ れたとき。

#### 二~五 (略)

六 地域団体商標の商標登録がされた後において、その商標権者が組合 等に該当しなくなつたとき、又はその登録商標が商標権者若しくはそ の構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者 の間に広く認識されているもの若しくは第七条の二第一項各号に該当 するものでなくなつているとき。

#### 2 · 3 (略)

#### ① 無効審判請求理由の追加

第46条第1項第1号は、地域団体商標の商標登録出願が第7条の2第1項に 規定する登録要件を満たしていなかった場合を無効審判請求理由として規定し ている。なお、地域団体商標の商標登録出願が第3条第1項第1号及び第2号 や第4条第1項に違反して登録された場合など、第46条第1項第1号から第5 号までの規定に該当する場合には、同様に無効審判請求の対象となる。

また、同項第6号は、地域団体商標が登録された後に、商標権者が主体要件 を満たさなくなった場合、商標が周知性を喪失した場合及び商標が第7条の2 第1項各号に該当しなくなった場合、すなわち、地域との関連性が失われた場合を事後的な無効審判請求理由として規定している。

#### ② 主体要件の非充足

地域団体商標の主体要件に関しては、例えば、事業協同組合については、組織変更により株式会社又は有限会社になることができるとされている(中小企業団体の組織に関する法律第100条の3)など、組織変更等により事後的に主体要件を満たさなくなる場合も想定される。このため、事後的に主体要件を満たさなくなった場合には無効審判を請求しうるようにすることが適当である。そこで、事後的な主体要件の非充足を無効審判請求理由として規定している。

#### ③ 周知性の喪失

商標の周知性は、団体や構成員による品質向上や販売促進のための営業努力、商品(役務)の広告宣伝活動等によって獲得されるものであるが、適切な営業努力を怠った場合や需要者の関心・嗜好が変化した場合などには、一旦獲得した周知性が事後的に失われる場合も考えられる。このため、保護の前提である周知性が失われた場合には、再び第三者の自由な使用を認め、かつ新たに周知性を獲得した団体に地域団体商標の登録の途を開くことが適当である。そこで、事後的に商標が周知性を失った場合を無効審判請求理由として規定している。

## ④ 商標が第7条の2第1項各号に該当しなくなった場合

上記に加え、地域団体商標が事後的に第7条の2第1項各号の要件を満たさなくなった場合についても無効理由として規定している。具体的には、商標中の地域の名称が同条第2項の地域の名称に該当しなくなった場合、すなわち、商標中に用いられている地域が団体又は構成員が商標を使用している商品(役務)との密接な関連性を有しなくなった場合にこれに該当すると考えられる。

## ⑤ 無効審判請求の除斥期間について

## ◆商標法第47条

#### 第四十七条 (略)

2 商標登録が第七条の二第一項の規定に違反してされた場合(商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかった場合に限る。)であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六条第一項の審判は、請求することができない。

第47条第1項は、一定の無効理由については商標権の設定登録の日から5年を経過した後は無効審判を請求することができない旨を定めているが、改正法においては、同項に地域団体商標の登録要件を定める第7条の2第1項を追加しておらず、地域団体商標の登録要件を満たしていなかった場合の無効審判請求を5年間の除斥期間の対象としていない。

除斥期間の制度は、商標登録について瑕疵があっても、一定の期間無効審判の請求がなく平穏に経過したときは、その既存の法律状態を尊重し維持するために無効理由たる瑕疵が治癒したものとしてその理由による無効審判の請求を認めないこととするものであり、適用するか否かの判断基準は、その無効理由が公益的な見地から既存の法律状態を覆してまでも無効とすべきものであるか否かによるものとされている。

こうした観点からすると、地域団体商標として登録される地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標は、本来、その地域において商品の生産や役務の提供等を行う者が広く使用を欲するものであり、独占に適さないとされてきたものであるから、登録要件を満たしていないにもかかわらず過誤により登録されてしまった場合には、たとえ一定期間地域団体商標の商標権が与えられていたとしても、その法律状態を尊重して商標の独占を認める理由はない。したがって、登録時に第7条の2第1項の登録要件を満たしていなかった場合については、原則的に除斥期間の適用を認めるべきではなく、既存の法律状態に

かかわらず無効審判請求の対象とすることが適切である。

しかしながら、周知性の要件に関しては、登録時には満たしていなかった場合であっても、その後の営業努力等によって事後的に周知性を獲得していることが考えられるところ、このような場合であっても、登録時からの期間の経過にかかわらず常に無効審判請求の対象とされることは必ずしも適当でない。このため、地域団体商標の商標登録後に当該商標が周知となっている場合には、当該商標に蓄積された信用や商標登録に基づく既存の法律状態を保護すべきであり、無効審判請求の時点において、商標が周知となり、原始的な瑕疵が現実に治癒されている場合には、無効審判請求を制限することが適切である。

こうしたことから、地域団体商標について第47条第2項を新設し、登録時に 周知性の要件を満たしていなかったことを理由とする無効審判は、商標登録か ら5年経過後は、無効審判請求時点において商標が周知となっている場合に は、請求することができないことを定めている。

#### (4) 地域団体構成員の権利

## ◆商標法第31条の2

## (団体構成員等の権利)

- 第三十一条の二 団体商標に係る商標権を有する第七条第一項に規定する 法人の構成員(以下「団体構成員」という。)又は地域団体商標に係る 商標権を有する組合等の構成員(以下「地域団体構成員」という。)は、 当該法人又は当該組合等の定めるところにより、指定商品又は指定役務 について団体商標又は地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を 有する。ただし、その商標権(団体商標に係る商標権に限る。)につい て専用使用権が設定されたときは、専用使用権者がその登録商標の使用 をする権利を専有する範囲については、この限りでない。
- 2 (略)
- 3 団体構成員又は地域団体構成員は、第二十四条の四、第二十九条、第

五十条、第五十二条の二、第五十三条及び第七十三条の規定の適用については、通常使用権者とみなす。

4 団体商標<u>又は地域団体商標</u>に係る登録商標についての第三十三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又は<u>その商標権</u>若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくは<u>その商標権</u>若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員若しくは地域団体構成員」とする。

第31条の2第1項において、地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員(地域団体構成員)は、組合等の定めるところにより、地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有することを規定している。これは、団体商標の構成員が有する使用権と基本的に同様の取扱いであるが、地域団体商標に係る商標権については後述のとおり専用使用権の設定が認められないため、同項ただし書については適用しないこととしている。

同条第3項において、地域団体構成員は取消審判について定める第50条、第52条の2及び第53条の適用について通常使用権者とみなされることを規定している。このため、例えば、団体が自らは商標を使用していない場合であっても、地域団体構成員が指定商品(指定役務)について地域団体商標の使用をしている場合には、第50条に規定する不使用による取消審判の対象とはならない。また、地域団体構成員が指定商品(指定役務)又はこれらに類似する商品(役務)について、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるような登録商標又はこれに類似する商標の使用をした場合には、取消審判の対象となり得ることとなる。

#### (5) 先使用権

#### ◆商標法第32条の2等

第三十二条の二 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者 に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己又はその構成員の業務 に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請 求することができる。

他人の地域団体商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務について不正競争の目的でなく使用している者は、その商標が周知となっていなくても、その商標を使用する権利(先使用権)を有する旨を規定している。

## ① 商標法第32条の規定

第32条は、他人が商標登録を受けた場合であっても、その商標登録出願前から不正競争の目的でなく同一又は類似の商標を指定商品(指定役務)と同一又は類似する商品若しくは役務について使用した結果、当該商標が周知となっている場合には、商標を継続的に使用していた者にその商品又は役務について当該商標を使用する権利(先使用権)を認めている。同条においては、その商標が他人の商標登録出願の際に周知となっている場合に限って先使用権を認めているが、これは、相当程度周知でない商標には保護に値する財産的価値が生じないと考えられることを理由としている。

#### ② 商標法第32条の2の新設

地域団体商標として登録される地域の名称及び商品(役務)名からなる商標は、本来、何人も使用しうることとされていた商標であり、特に、同一の地域において同様の商品を生産・販売する者や役務を提供する者であれば、その商品(役務)について地域団体商標の出願前から同一又は類似の商標を使用していることが想定される。第32条は商標登録がされた場合の先使用権について規定するが、使用をしている商標が他人の商標登録出願の際に周知となっていないときは適用対象とされていない。地域団体商標の出願時に同一又は類似の商標を他の事業者が使用していた場合、当該事業者の商標が周知性を獲得していないからといって先使用権を認めないとすると、団体に属さない事業者が現に当該商標を使用して業務を行っている場合に、当該商標を使用して事業活動を行うことができないこととなり、権利者と第三者の利益の衡平を失すると考えられる。

このため、地域団体商標に対する先使用権について定める第32条の2は、第32条と異なり、他人の地域団体商標の商標登録出願の前から使用している商標については、その使用する商標が周知となっているか否かを問わず使用権を認めることとしている。

#### ③ 混同防止表示請求権

第32条第2項においては、先使用権を認められた者に対し、商標権者が商品等の出所の混同防止のための必要な表示を付すべきことを請求できる旨を定めている。地域団体商標に係る先使用権についても、混同を防止する表示を付すことにより先使用権者自体の当該商標の使用が制限されるわけではなく、このような請求権を認めることで、商標権者の業務上の信用の保護及び需要者の利益の保護も図ることができることから、第32条の2第2項において混同防止表示請求ができる旨を規定したものである。

#### (6) 地域団体商標に係る商標権の移転

#### ◆商標法第24条の2

(商標権の移転)

第二十四条の二 (略)

2 • 3 (略)

4 地域団体商標に係る商標権は、譲渡することができない。

第4項は、地域団体商標に係る商標権については譲渡することができない旨を定める規定である。第2項と同じく「譲渡することができない。」と規定しているが、これは組合等の団体の合併のような一般承継の場合には移転が可能であることを定めたものである。

地域団体商標は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であって、かつその設立根拠法において構成員たる資格を有する者の加入を不当に拒んではならない旨が規定されているものに限って商標登録を受けられるとしているところ、商標権の自由な譲渡を認めた場合には主体要件を定めた趣旨を没却することになり適切ではない。

一方、団体同士の合併の場合には、出所そのものが全く異なる性質の主体に変動するわけではなく、その商品の品質又は役務の質に対する信用も維持される。また、合併のような一般承継の場合にも移転が認められないとすると、法人としては継続的に活動をしており、商標の使用をしていた構成員についても変化がないにもかかわらず、一旦商標権を消滅させ、再度商標登録出願をして登録を受けなくてはならないこととなり、実務上煩瑣である上、再度登録されるまでの間に商標権侵害があっても権利行使ができないこととなり不都合である。

こうしたことから、地域団体商標に係る商標権については、一般承継の場合 に限り移転することができるものとし、譲渡は認めないこととした。

#### (7) 専用使用権の設定の制限

#### ◆商標法第30条

#### (専用使用権)

第三十条 商標権者は、その商標権について専用使用権を設定することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権及び地域団体商標に係る商標権については、この限りでない。

#### 2~4 (略)

第30条第1項ただし書きは、地域団体商標に係る商標権については、専用使用権を設定することができないことを規定している。

専用使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有するため(第30条第2項)、第三者はもちろん、地域団体商標の商標権者たる団体及びその構成員も、その範囲内では商標の使用をすることができない。

地域団体商標制度は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であって、かつその設立根拠法において構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が規定されている場合に限り権利主体となりうることとして、地域における商品の生産者等が団体に加入して、構成員として商標を使用することが確保されるように措置している。しかしながら、地域団体商標について専用使用権を設定できることとすれば、設定された範囲においては構成員の使用も制限されることになるため、地域における商品の生産者等の使用を確保しようとした趣旨が没却されてしまうおそれがある。また、商標権の全部についても専用使用権を設定することが可能であるため、この場合には譲渡を認めたのと同じ効果を生じることとなり、譲渡を認めた場合と同様に主体要件を設けた趣旨を没却するという問題がある。

こうしたことから、地域団体商標に係る商標権については、専用使用権の設 定はできないこととしている。

#### (補説) 通常使用権の設定を認めた理由について

地域団体商標に係る商標権については、専用使用権の設定は制限されているが、通常使用権の設定についての制限はない。

通常使用権とは、指定商品又は指定役務について、設定行為で定めた範囲内において通常使用権者が登録商標を使用することができる権利であり、専用使用権のように商標を使用する権利を独占的・排他的に「専有」するものではない。このため、地域団体商標に係る商標権について通常使用権が設定された場合でも商標権者たる団体及びその構成員が商標を使用できなくなるものではなく、地域団体商標に係る商標について独占を認めた根拠が失われるものではない。また、現実にも、商品の生産を行う事業者により構成される団体が、当該商品の販売等を団体構成員以外の者に扱わせるようなケースにおいて、当該地域団体商標を商品の販売等をする者に使用させることも想定されることから、通常使用権の設定を認める必要性は高いと考えられる。こうしたことから、地域団体商標に係る商標権について、通常使用権を設定することを認めている。

## (8) 出願の変更

#### ◆商標法第11条

#### (出願の変更)

- 第十一条 商標登録出願人は、団体商標の商標登録出願を通常の商標登録 出願(団体商標の商標登録出願及び地域団体商標の商標登録出願以外の 商標登録出願をいう。以下同じ。) 又は地域団体商標の商標登録出願に 変更することができる。
- 2 商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出 願又は団体商標の商標登録出願に変更することができる。
- 3 <u>商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願又</u> は地域団体商標の商標登録出願に変更することができる。
- 4 前三項の規定による商標登録出願の変更は、商標登録出願について査

定又は審決が確定した後は、することができない。

- <u>5</u> 第一項から第三項までの規定による商標登録出願の変更があつたときは、もとの商標登録出願は、取り下げたものとみなす。
- <u>6</u> 前条第二項及び第三項の規定は、第一項<u>から第三項</u>までの規定による 商標登録出願の変更の場合に準用する。

地域団体商標の商標登録出願について、通常商標又は団体商標の商標登録出願へ変更できること、また、通常商標又は団体商標の商標登録出願を地域団体商標の商標登録出願に変更できることを規定している。

今回の法改正により、①通常商標、②団体商標に加えて、③地域団体商標の商標登録出願が可能となるが、地域団体商標の商標登録出願については、通常商標及び団体商標の商標登録出願と異なる固有の登録要件が規定されていることから、通常商標として商標登録出願をした出願人が、第3条第1項第3号等に該当するとして拒絶理由通知を受けた場合、当該出願人が地域団体商標の商標登録出願に出願を変更し、地域団体商標として登録を受けようとすることや、一旦地域団体商標の商標登録出願をしたが、既に全国的な知名度を獲得しているため、通常商標又は団体商標として登録を受けようとする等の局面が想定される。

そこで、商標登録出願について査定又は審決が確定するまでに、地域団体商標と団体商標、団体商標と通常商標、地域団体商標と通常商標との出願相互間に出願の変更ができることとし、出願の変更があった場合には、変更後の出願の出願日はもとの商標登録出願の時にしたものとみなすとともに、もとの商標登録出願は取り下げたものとみなす旨を規定している。

## 4. 施行期日及び経過措置

#### (1) 改正法の施行期日

#### ◆附則第1条

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

本条は、改正法の施行期日を平成18年4月1日とする旨を規定している。

地域団体商標制度はこれまで登録が認められていなかった地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標の登録を認めるものであるため、審査基準を検討・整備するなど審査体制を整えるとともに、地域の事業者等に対して新制度についての十分な周知を図る必要がある。

また、地域団体商標制度の運用に関しては、特許庁内の業務処理システム、情報処理システムを新たに新制度に対応できるよう整備する必要がある。これらのシステムの整備に当たっては、十分な検討期間及び実際にシステムを整備する期間が必要とされることから、公布後1年程度の期間を置くことが必要である。

このため、改正法の施行期日については、平成18年4月1日とした。

#### (2) 経過措置

#### ◆附則第2条

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人は、この法律による改正後の商標法第十一条第一項又は第三項の規定にかかわらず、その商標登録出願を地域団体商標に係る

商標登録出願に変更することができない。

- 2 この法律の施行の際現に特許庁に係属している防護標章登録出願に係る防護標章登録出願人は、商標法第十二条第一項の規定にかかわらず、その防護標章登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができない。
- 3 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出品又は出展の日(以下この項において「出品等の日」という。)が、平成十八年四月一日前であるときは、出品等の日は平成十八年四月一日とみなす。
- 4 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第十三条第一項又は同項において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条の二第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定により優先権を主張しようとする場合(商標法第九条の二又は第九条の三の規定により優先権を主張することができることとされている場合を含む。)において、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条 C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日(以下この項において「出願日」という。)が、平成十八年四月一日前であるときは、出願日は平成十八年四月一日とみなす。
- 5 前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。
- ① 改正法施行前の出願に係る変更の制限(附則第2条第1項及び第2項)

本条第1項は、改正法施行前の商標登録出願については地域団体商標の商標 登録出願への変更を認めない旨を規定している。

改正法においては改正法施行前に地域団体商標の商標登録出願をすることは 認めていない(経過措置を置かない。)が、改正法施行前に出願された通常商 標又は団体商標の商標登録出願を改正法施行後に改正後の第11条に基づき地域 団体商標の商標登録出願に変更することを認めた場合、出願日を遡及させるこ とが可能となる。このため、実質的に改正法施行前に地域団体商標の商標登録 出願を可能とする抜け道とならないよう、改正法施行前の出願に係る制限を規 定している。

第2項は、第1項と同様に、防護標章登録出願から地域団体商標の商標登録 出願への変更を認めない旨を規定している。

## ② みなし出願日等に係る制限

商標法においては、一定の場合に出願日を現実の出願日以前のある時点とみなす旨の特例等を置いている場合があるが、その日が改正法施行前になるときは、①と同様の趣旨から、そのままその効果を認めるのは適当ではないため、このような特例等の適用を受けようとする場合について、以下の特則を設けている。

## ア 博覧会等への出品・出展 (附則第2条第3項)

第3項は、商標法第9条第1項の適用がある出願についての特則を規定している。商標法第9条第1項においては、政府等の開催する博覧会等に出品又は出展した商品又は役務について使用した商標を出品又は出展の日から6か月以内に商標登録出願した場合には、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす旨の特例を設けているが、地域団体商標の商標登録出願についてこの出品又は出展の日が改正法施行前とみなされる場合には、その出品又は出展の日は平成18年4月1日とみなすこととしている。

## イ パリ条約に基づく優先権等(附則第2条第4項)

第4項は、パリ条約に基づく優先権等についての特則を規定している。改正法の施行前にパリ条約の同盟国でされた商標登録出願に基づく優先権の主張をして地域団体商標の商標登録出願をした場合の最初の出願日(最初の出願日とみなされた又は認められた出願の日を含む。)が施行日前であるときは、この出願日を平成18年4月1日とみなすこととしている。

また、パリ条約の例による優先権の主張(商標法第9条の2、同法第9条の3及び同法第13条第1項で準用する特許法第43条の2第2項)をして地域団体商標の商標登録出願をした場合についても同様の適用がある旨を規定している。

## ウ 防護標章登録出願に係る優先権(附則第2条第5項)

第5項は、優先権の主張をして地域団体商標の防護標章登録出願をした場合について、第4項の規定を準用する旨を規定したものである。

## (3) 政令への委任

## ◆附則第3条

## (政令への委任)

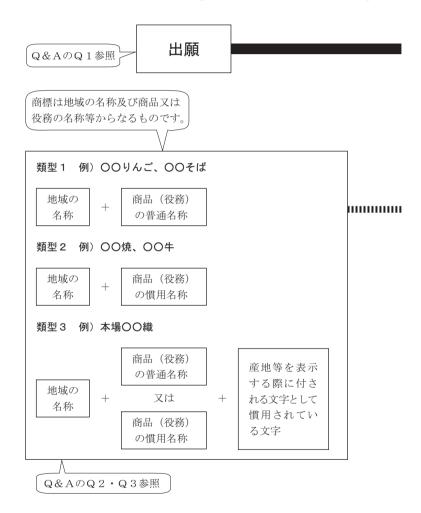
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 は、政令で定める。

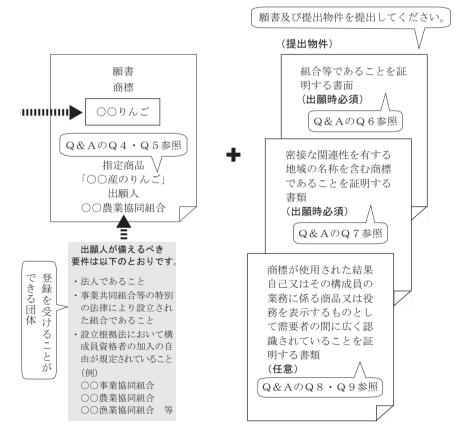
本条は、附則第2条に包含されない必要な経過措置を政令で定める旨を規定 したものである。

# 地域団体商標登録出願の流れ

## 地域団体商標制度の目的

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的としています。





## 登録要件の審査 (7条の2、3条1項1号・2号、4条等)

- ①出願人(団体)が 主体要件を満たし ていること
- ②構成員に使用をさせる商標であること
- ③商標が使用をされ た結果、周知とな ◀Ⅲ っていること
- ④商標が地域の名称 及び商品又は役務 の名称等からなる こと
- ⑤商標中の地域の名 称が商品(役務) と密接な関連性を 有していること
- ⑥普通名称化していないこと、他に周知となっている同一・類似商標がないこと、商品(役務)の品質(質)の誤認を生じさせるおそれのないこと等

## ③周知性の要件

商標が使用の実績により出願人である団体又はその構成員の業務に 係る商品・役務を表示するものとして周知となっていること

<周知性の程度> 商品(役務)の特性に もよりますが、例えば、 隣接都道府県に及ぶ程 度の需要者に認識され ていることが必要です。

## Ⅲ ⑤密接な関連性 の例

- ・商品の産地である場合
- ・役務の提供の場所である場合
- ・製法がその地域に由 来している場合
- ・主要な原材料がその 地域において生産さ れている場合

Q&AのQ1参照

## 設定登録

## 地域団体商標権者 の権利及び制限

- ○指定商品(役務) について、登録商 標を使用する権利 を占有できます。 (25条)
- ○他人による指定商 品(役務)につい ての類似商標の使 用、類似商品(役 務) についての同 一・類似商標の使 用は商標権侵害と みなされます。 (37条)
- ○他人による使用に 対して、差止請求 (36条)、損害賠償 請求が可能です。
- ○移転・専用使用権 の設定は制限され ます。(24条の2、 30条)

異議申立て (43条の2)



取消審判 (50条、51条、53条)



期間:商標掲載 公報の発行の日

理由: 登録要件 を満たしていな かったこと

から2月以内

申立人:何人も可



期間:制限なし (一部設定登録 の日から5年)

理由: 登録要件 を満たしていな かったこと、登録 後に要件を満た さなくなったこと

請求人:登録を 無効とすること について利益を 有する者

期間:制限なし 理由: 3年以上 の不使用、団体 又は構成員によ る品質の誤認を 生じる使用 請求人:何人も可

## 正当な第三者の使用の保護

#### 【先使用権】

地域団体商標が出願される前から、不正競争の目的なく、 継続して使用している商標については、引き続き使用す ることができる(第32条の2)。

#### 【効力制限の維持】

表示されている態様からみて、商品の普通名称や産地、 品質等を表示するものにすぎず、出所表示機能を果たし ていないと認められる商標については、商標権の効力が 及ばない (第26条)。

## Q&A集

- Q1. 地域団体商標の出願料及び登録料はいくらですか?
- A 1. 出願料は6,000円+ (15,000円×区分数)、登録料は66,000円×区分数です。書面で出願する場合には、別途電子化手数料として1件1,200円+ (700円×書面の枚数)が必要になります。
- Q2.「地域の名称」や「商品(役務)の慣用名称」にはどのようなものが含まれますか?
- A 2.「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、 旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれます。

また、「商品(役務)の慣用名称」には、例えば、①商品「織物」「和服 (長着)」「帯」について、「織」「細」の名称、②商品「茶碗」「湯飲み」 について、「焼」の名称、③商品「豚肉」について「豚」の名称、④役務 「入浴施設の提供」「宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称等が考え られます。

- Q3. 市町村合併等により町名が無くなった場合でも、その名称がついた地域 団体商標は、登録を受けられるのですか?
- A3. 地域団体商標を構成する地域の名称については、現在の行政区画の名称 だけではなく、旧地名も地域の名称として認定できれば登録を受けること が可能です。
- Q4. 指定商品(指定役務)はどのように記載すればいいのですか?
- A 4. 指定商品(指定役務)は、地域の名称と商品(役務)の関係が明確になるように、例えば、次のように、記載してください。
  - ① 地域の名称が商品の産地であれば、「○○(地域の名称)産の△△

(商品名)」と記載。

- ② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば、「○○(地域の名称)産の□□(原材料名)を主要な原材料とする△△(商品名)」と記載。
- ③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「○○(地域の名称)に 由来する製法により生産された△△(商品名)」と記載。
- ④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば、「○○(地域の名称)における△△(役務名)」と記載。
- Q5.「○○りんご」という地域団体商標を出願する場合、加工品についても 指定商品とすることはできるのですか。
- A 5. 地域団体商標は、登録される商標中の商品の名称とその指定商品が一致している必要があります。このため、地域団体商標中の商品の名称と異なる商品を指定商品とすることはできないこととなります。例えば、「○○りんご」との地域団体商標について、「りんごジュース」や「りんごケーキ」を指定商品とすることはできません。
- Q 6.「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」 は、どのような書面を提出すればいいのですか?
- A 6. 例えば、「登記事項証明書」及び正当な理由がないのに構成員たる資格 を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に 付されたよりも困難な条件を付してはならない旨(加入の自由)の定めが 規定されている組合等の設立根拠法の写しが考えられます。
- Q7.「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであること を証明する書類」は、どのような書類を提出すればいいのですか?
- A7. 地域の名称が商品の産地である場合を例にとると、出願人又はその構成 員が商標中の地域名に表された地域において商品を生産・加工等をしてい ること、及び出願に係る商標をその商品について使用していることが把握

できるものを提出することが必要です。

例えば、新聞・雑誌・書籍等の記事、公的機関等の証明書、パンフレット、カタログ、内部規則等が考えられます。

- Q8.「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」は、どのような書類を提出すればいいのですか?
- A8. 商標が需要者の間に広く認識されていること(周知性)の判断は、①使用開始時期、使用期間、使用地域、②生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模、③広告宣伝の方法、回数及び内容、④一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数、内容等の事実を総合勘案して行います。また、その事実を証明する証拠としては、例えば、①仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿、②広告宣伝が掲載された印刷物(新聞、雑誌、カタログ、ちらし等)、③一般紙、業界紙又は雑誌等の記事等が考えられます。
- Q9. 地域団体商標における周知性の判断時期はいつですか?
- A 9. 査定時又は審決時です。
- Q10. 地域の名称と商品(役務)の名称等の組合せ以外の商標については、地域ブランドとして登録できないのでしょうか?
- A10. 一般に使用されている地域ブランドには、地域の名称と商品(役務)の名称等からなる商標や、識別力のある文字又は図形等からなる構成の商標があります。今回の商標法改正により、地域の名称及び商品又は役務の名称等のみからなる商標については、一定の要件を満たせば地域団体商標として登録を受けることができるようになります。他方、識別力のある文字又は図形等からなる構成の商標については、他の登録要件を満たすことにより従来どおり通常の商標として登録を受けることができます。

- Q11. 同一の商標を使用して周知性を獲得している団体が複数ある場合は、どの団体に登録されるのですか?
- A11. 複数の団体がそれぞれ周知性を獲得している場合は、このうちのひとつ の団体が出願しても、登録を受けることはできません。

ただし、それらの団体が共同で出願した場合には、登録を受けられる可能 性があります。

- Q12.「地域の名称+商品(役務)の名称」のみからなる商標を平成17年4月に出願しています。仮にその出願が現行制度で認められなかった場合、地域団体商標として認められるかどうかを判断してもらうためには平成18年4月以降改めて出願しなおさなくてはいけないのですか?(出願の変更はできないのですか?)
- A12. 平成18年4月1日以前の出願について、通常商標から地域団体商標への 出願の変更はできません。地域団体商標として登録を受ける場合には、平 成18年4月1日以降に新たに出願することが必要です。

## 第3条第2項に基づく登録例

権利者:岩手ふるさと農業協同組合 指定商品:牛肉 登録番号:4076636	前沢牛
権利者:夕張市農業協同組合 指定商品:メロン,その他 登録番号:2591068	夕張メロン
権利者:奈良県三輪素麺工業協同組合 指定商品:そうめん 登録番号:2219632	三輪素麺
権利者:全国農業協同組合連合会 指定商品:鶏肉,鶏卵 登録番号:4164023	奥美濃古地鶏
権利者:佐賀県経済農業協同組合連合会 指定商品:牛肉 登録番号:4437259	<b>经发</b> 华

権利者:群馬畜産加工販売農業協同組合連 合会 高崎ハム 指定商品:ハム 登録番号:1882763 権利者:佐賀県有明海漁業協同組合連合会 估價洛荟 指定商品:干しのり 登録番号:2488574 権利者:協同組合字都宮餃子会 指定商品(役務):ぎょうざ、ぎょうざの 提供 登録番号:4546706 権利者: 笹野彫協同組合 指定商品:彫物おもちゃ,彫物人形 登録番号:4488182

権利者: 笹野彫協同組合 野 指定商品: 彫物おもちゃ, 彫物人形 一 登録番号: 4488183 フ

## 識別力のある図形等とともに地域の名称と商 品の名称が用いられている商標登録例

権利者 全国農業協同組合連合会 指定商品 とうがらし 登録番号 4178211	質甘泉とうからし
権利者 小田原蒲鉾水産加工業協同組合 指定商品 かまぼこ 登録番号 4734753	小田原蒲鉾
権利者 大分県漁業協同組合 指定商品 あじ・さば (生きているもの を除く。), その他 登録番号 4696358	
権利者 全国農業協同組合連合会 指定商品 牛肉、牛肉製品、その他 登録番号 3288338	山形 ‡
権利者 長野県信州そば協同組合 指定商品 そばのめん,その他 登録番号 3329334	そ信が出

権利者 三ヶ日町農業協同組合

指定商品 みかん 登録番号 924665



権利者 草加煎餅協同組合

指定商品 せんべい

登録番号 4224361



権利者 大館曲ワッパ協同組合

指定商品 食器類(貴金属製のものを除

く。),その他

登録番号 4561927



## 地域ブランドの商標法における保護の在り方について

平成 17 年 2 月産 業 構造審議会 知的財産政策部会

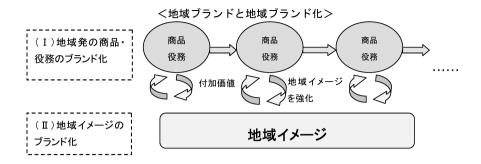
## I. 地域ブランドの定義と検討の背景

## 1. 地域ブランドと地域ブランド化

近年、地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランドを用いて、当該地域と何らかの(自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的等)関連性を有する特定の商品の生産又は役務の提供を行う取組み(地域ブランド化)が全国的にさかんになっており、こうした取組みを支援する地方公共団体等の動きも活発化するなど、地域ブランドに対する期待が急速に高まっている。

このような取組みは、一定の地域内において、特定の商品又は役務の生産、販売又は提供に携わる者が協力し、これらの商品(役務)について、地域名を付した共通のブランド(地域ブランド)を用いて生産、販売等を行うものであり、地域ごとの独自の創意工夫をもとに需要者の認知を高め、商品(役務)の内容の高度化と差別化を図り、付加価値を高めていこうとするものである。

地域ブランドを商品(役務)に付すことは、それら商品(役務)の付加価値の源泉がその地域性にあることや、その地域産の商品(役務)が他の地域産の商品(役務)と差別化が図られたものであることをより効果的に需要者に発信しようとするものである。このような地域ブランド化に向けた取組みは、商品(役務)の付加価値向上を通じて地域産業の競争力強化につながるだけでなく、地域イメージのブランド化を通じて更に地域ブランドの価値を上げるといった好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むことにもなり、地域経済の持続的な活性化につながるものである。



## 2. 検討の背景

地域ブランド化の取組みにおいては、商品(役務)がその地域において生産される又は提供されるものであることを明らかにするとともに、その商品(役務)がその地域に起因する特性を有することを広く需要者に対して伝える観点から、当該地域の名称を商品(役務)の名称と組み合わせたものを商標とすることが多い。

現に、各地域における地域ブランド化の取組事例を見ると、後述のとおり商品(役務)の種類によって若干の違いはあるものの、「地域名(商品の産地名又は役務の提供地名)」<sup>1</sup>に「商品(役務)名」を加えたブランドが数多く商標として用いられている。

しかしながら、多くの地域ブランド化の取組みにおいて用いられているこのような商標については、現行商標法上、一定の要件を満たす場合を除き、商標

<sup>1</sup> 現在ある市町村名や字名等の他、旧国名、旧地名、島名、山・川・海名、通称地名等がある。また、地名をそのまま用いる場合の他、地名の一部を用いる場合もある。

登録を受けることはできないこととされている。

## ① 原則

現行商標法第3条第1項第3号において、「その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」は、商標登録を受けることができない旨を規定している。このため、地域ブランド化の取組みにおいて「地域名」と「商品(役務)名」とを組み合わせた名称を文字商標として使用しようとしても、通常の名称とは異なり、原則として、そのままの形で登録を受けることはできない。

これは、地域名と商品名のみから成る商標が一般的には出所表示としての機能を果たしにくいとされており、また、このような表示については社会通念上特定の者の独占になじみにくく、その使用の機会を可能な限り多くの事業者に開放しておくことが適当であるとされているためである。

#### ② 商標登録が認められる場合

上記の原則にかかわらず、以下の2つの類型に該当する場合には、商標登録 が可能となっている。

⑦ 外形上識別力のない文字商標であっても、事業者が実際に使用した結果、全国の当該商品(役務)の需要者との関係において出所表示機能を 獲得した場合。(第3条第2項)

これは、こうした場合においては、現に当該商品(役務)について生じた出所表示機能とそれに付帯する信用を保護する必要があることと、 出所表示機能を現に獲得した者についてその独占を認めることに相当な 合理性が認められるとの理由による。

(イ) 文字商標だけで登録するのではなく、識別力のある図形等(マーク) と組み合わせた場合。

これは、こうした場合においては、当該図形等について出所表示機能 が認められるとの理由による。

しかしながら、のの場合、全国的な範囲の需要者との関係で出所表示機能を 獲得するためには、通常、多額の投資及び長期の営業努力が必要となる。この ため、文字商標として登録できるまでの間に生じた付加価値に着目した第三者 の便乗使用がなされるおそれがある。現行商標法上文字商標の登録ができない 以上、こうした便乗使用に対して有効な対策が取りにくいことから、結果とし て全国の当該商品の需要者との関係において出所表示機能を獲得することは困 難となり、商標法第3条第2項に基づく文字商標の登録はできないこととな る。

一方、(イ)については、他者が当該図形等の部分を意図的に別の図形等に変えて地域ブランドを使用する場合や、単に文字のみで当該地域ブランドを便乗使用する場合に商標権の効力を及ぼし得ないこととなる。

こうしたことから、いずれにしても、現行商標法では、地域ブランドの便乗 使用に対して十分な保護を与えることが困難となっている。

- ○伝統的工芸品においては、多くの場合地域名を含む名称が用いられているが、他地域の事業者が当該名称を用いて類似品を販売する事例や、地域内の事業者が当該伝統工芸品について通常用いられる原材料や製法を使用することなく安価な類似品を生産し、同一名称で販売する事例等が見られる。
- ○農水産品においても、特定の商品について地域名を含む名称を用いるこ

とによって他地域の産品との差別化を図ることが多いが、育成、栽培、 飼育等の技術を十分に備えていない事業者が同一の商標を用いて商品を 販売する事例等が見られる。

こうした状況の中で、政府においては、地域ブランドの適切な保護育成を図る観点から、「知的財産推進計画2004」や「新産業創造戦略」において、地域ブランド保護制度の整備の必要性を謳っている。

#### 知的財産推進計画2004

(平成16年5月27日・知的財産戦略本部)

- 3. 知的財産の保護制度を強化する
  - (5)地域ブランドの保護制度を検討する

農林水産物等の地域ブランドの保護制度の在り方について、産品・製品等の競争力強化や地域の活性化、消費者保護等の観点から、名称が一般化している、あるいは他地域での使用が既に定着している産品・製品等への影響等に配慮しつつ、2004年度に検討を行う。

(農林水産省・経済産業省)

## 新産業創造戦略

(平成16年5月18日・経済産業省)

## 第3章 重点政策

- 4. ブランドの確立とデザインの戦略的活用
- ○地域ブランド確立支援のための制度を整備する。

特色ある地域づくりの一環として、地域の特産品に係る「地域ブランド」の確立を支援するため、地域ブランドを保護する制度の整備を検討する。

※:本件に関しては、平成7年5月18日付け工業所有権審議会商標問題検討小委員会報告書において、「地域おこし」を支援するとの観点から、「団体商標について、不登録事由中第3条1項3号の「産地」等に該当する表示であっても使用態様等を総合勘案して識別力がある場合には登録を認めることができるよう措置することとする。」旨の答申がなされたことがある。平成8年の商標法改正では、こうした点を措置することは見送られたが、今回の検討の参考となるものである。

## Ⅱ. 地域ブランドの事例と登録ニーズ

## 1. 各種取組事例

## (1) 伝統的工芸品

指定伝統的工芸品(伝統的工芸品産業の振興に関する法律)として指定された206品目について見ると、うち201品目について、何らかの形で地域名が名称として用いられており<sup>2</sup>、そのほとんどが「地域名+商品(役務)名」という形となっている。

(文字のみで商標登録しているもの)

西陣織

(図形・デザイン化された文字又は他の名称と合わせて使用することで商標登録しているもの)

桐生織、大島紬、博多織、久米島紬、八重山上布、東京染小紋、加賀繍、京 くみひも、有田焼、岩谷堂箪笥、駿河竹千筋細工、井波彫刻、金沢仏壇、名 古屋仏壇、京仏壇、川辺仏壇、大館曲げわっぱ

(文字のみで商標登録を希望しているもの)<sup>3</sup>

南部鉄器、大館曲げわっぱ、川連漆器、博多人形、岩谷堂箪笥、甲州手彫印

<sup>2</sup>地域名を入れていない事例として、大内塗(山口県)、秀衡塗(岩手県)等がある。

<sup>3</sup>以下「希望しているもの」は、これまでに、実際に出願し登録が拒絶された事例や、都 道府県等を通じた調査において登録の希望があると表明している事例等(経済産業省調 査)を掲げている。

## 章、播州毛鉤

## (2) 農水産品等

生産活動が地域と密接に関連している農水産品については、歴史が長いものばかりでなく、比較的新しい取組みを含めて地域ブランド化が見られ、かなりの事例において地域名が商標の一部として用いられている。また、そのほとんどが「地域名+商品(役務)名」という形となっている。

(文字のみで商標登録しているもの)

夕張メロン、前沢牛、佐賀牛

(図形・デザイン化された文字又は他の名称と合わせて使用することで商標登録しているもの)

幌加内そば、山形牛、仙台牛、浜名湖うなぎ、三ヶ日みかん、宇治茶、壬生菜、伏見とうがらし、関あじ・関さば

(文字のみで商標登録を希望しているもの)

十勝川西長いも、高森牛、加世田かぼちゃ

## (3) 伝統的工芸品以外の工業製品や加工品(食品加工品を含む)等

一般的には生産活動と地域との関連性が必ずしも高くない伝統的工芸品以外の工業製品や加工品等においても、地域名を入れることにより他製品との違いを強調する観点から、産地等の地域名を用いているものがある。

(文字のみで商標登録しているもの)

笹野彫、信州味噌、三輪素麺、佐賀海苔

(図形・デザイン化された文字又は他の名称と合わせて使用することで商標登録しているもの)

稲庭うどん、仙台みそ、草加せんべい、小田原蒲鉾、島原手延素麺、信州そば

(文字のみで商標登録を希望しているもの) 豊岡かばん、五筒山とうふ

## (4) 役務

役務については、飲食物の提供を中心に、地域内で提供される多数の役務を 統一した名称の下で使用することにより外部からの集客に結びつけたいとする 事例が目立つ。

(文字のみで商標登録しているもの) 宇都宮餃子、富士宮やきそば、中房温泉

## 2. 登録のニーズと担い手

## (1) 商標登録のニーズ

前述したように、地域ブランドが「地域名」と「商品(役務)名」のみからなる場合、識別力がないとして現行商標法上は商標登録を受けることはできないこととされている。

地域ブランド化の取組みが進展し、需要者において地域ブランドと対象商品 (役務)との結びつきが徐々に認識されるようになると、地域の内外から、周 知となった地域ブランドの持つ信用にただ乗りし、粗悪な商品(役務)や他産 地の商品(役務)について当該ブランド(又はこれと類似の商標)を用いるこ とで不正な利得を得ようとする者が現れることとなるが、現行商標法では、こ うした場合に的確な保護を行うことは困難である。

これらの場合に、事業者においては、商標権に基づいて迅速に警告を行い、 類似品の生産販売活動を抑止又は排除したり、海外で生産されたものが持ち込 まれた場合には水際で差止措置を講じたいとの要請がある。<sup>45</sup>

なお、商標法に基づく権利の登録は、法が本来直接的な保護法益としている 商標の使用をする者の業務上の信用の保護以外にも、商標権の保有に伴う様々 ないわば副次的効果が存在する。

- ○登録商標を用いることにより、より多くの事業者の参加が期待される。
- ○商標権取得を機に、商品(役務)の品質の統一又は向上についての事業者の 意識が高まる。
- ○組合等が定めた品質基準を満たさない類似商品が広く流通することにより普通名称化することを防止することができる。

<sup>4</sup> 夕張市農協によれば、夕張メロンの生産開始(昭和35年)以降比較的早い段階(昭和40~50年頃)には既に市場に「夕張メロン」と称する類似品があらわれはじめたということである。同農協は商標権取得の重要性に気づき商標登録を検討したが文字での商標権取得は困難なため最初に登録された商標(昭和52年)は「図形(メロンの形状)」であった。同農協は市場での掲示や出荷箱に対しても権利行使しやすいよう文字での商標権取得を働きかけたが第3条第2項の基準を満たさないとして2度拒絶査定を受け、3度目の出願(平成5年)においてようやく登録が認められたものである。

<sup>5</sup> 名称に地名を入れていないものの、地域ブランド的取組み事例の一つである「ももいちご」(徳島県佐那河内村)の場合、ニッチ分野(もちは良くなくても味がよく大粒な高級贈答向けいちご)で付加価値を確立していくに当たっては商標権の取得は不可欠であった。現在でも商標をイチゴ自体の品質や美麗なパッケージと並ぶ重要な付加価値維持方策の一つとして明確に位置づけ、類似品に対しても商標権を根拠として迅速な警告等に取り組んでいるということである。また、最もイチゴがおいしい時期に限って、「ももいちご」という名称を用いる等、ブランド価値の維持には非常に気をつかっている。

## (2) 登録の担い手として保護すべき者

ブランド活動は商品について直接的に責任を有する事業者が自ら管理を行うケースが最も一般的である。実際、地域ブランド化の取組みの担い手となっている主体は、ほとんどが農産品については農業協同組合、工業品については工業協同組合等、事業者を構成員とし設立された団体である。<sup>67</sup>

なお、地域内の何らかの公的機関(地方公共団体、財団法人、商工会等)が 地域ブランド化に積極的に参加し又は応援しており、中には商標を取得してい る例もある。しかし、これらの公的機関の役割は、管内の個別の事業者の製品 について一定の基準を満たしていることを認証すること(第三者の商品(役 務)について一定の基準等を満たしていることを認証する際に、便宜的に商標 のライセンスを与えるという形式による取組み)であることが多く、自らが商 品(役務)の生産、提供の主体となっているものではない。

## 3. 海外の例

諸外国においても、商標法で地域名の使用を特定の者に認める制度が存在する。

EUの場合、原産地表示のみからなる商標であっても、業界団体に帰属する 構成員の商品(役務)を非構成員のそれから識別するための商標として生産者 団体が出願・登録することができる仕組みが設けられている。

<sup>6</sup>こうした主体については、地域内での生産者加入比率は通常極めて高い (ほぼ100%)。 一部において工業品・加工品の中に歴史的経緯から地域内に複数組合が存在する場合が 見られるが、これらを併せて考えると、同様に組織率は高いと言える。

<sup>7</sup> 例えば事業協同組合が多数の業種の事業者を含む場合においては、当該事業協同組合の中に任意組織としての組合(出荷組合等)を設け、商標は法人格を有する当該事業協同組合に取得、管理させた上で、その使用を当該出荷組合等の構成員に限定する事例もある。

また、イギリス、ドイツ、スペイン、アメリカ、中国及び(本年に入り)韓国においても、制度の具体的内容は多少異なるものの、団体商標として原産地を表示する商標を登録することができる制度が設けられている。

## (1) EU (欧州連合)

EUでは、「農産物及び食品の地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則2081/92」(欧州理事会規則)において、農産物及び食品の地理的表示の使用を規制すると同時に、団体商標としても原産地表示を保護している。具体的には、生産者団体等の構成員の商品又はサービスを非構成員の商品又はサービスから識別するために使用される商標は、原産地を表示する商標®であっても、共同体団体商標として登録が可能である(欧州共同体商標規則第64条)。

## (2) ドイツ

ドイツでは、ワイン、チーズ等の産品ごとに、原産地表示規制のほか、商標法等によっても、産地名称を保護している。商標法において、原産地を表示する商標は、団体商標を構成するものとして登録することが可能とされている(第97条、第99条)。

## (3) 米国

米国では、商品又はサービスが特定の地理的地域に原産することを証明する ものを、証明標章の一類型として位置付けており、「主として地理的に記述的」 な表示であっても、証明標章として登録することが可能とされている(第105

<sup>8</sup>第64条(2)では、「商品若しくはサービスの原産地を示すために取引上使用されることがある標識若しくは表示」は共同体団体商標を構成することができるとされている。

4条)。また、証明標章の場合と同様に、「主として地理的に記述的」な表示であっても、団体標章として登録することが可能とされている(第1054条)。ただし、地理的名称からなる団体標章は、使用による派生的な意味(secondary meaning)を獲得した場合にのみ、登録が認められる。

## (4) 韓国

韓国においては、従来、識別力のない産地等に該当する商標は登録を受けられなかったが、昨年12月の法改正により、産地等に該当する商標でも、地理的表示を団体商標として登録できることとなっている(平成17年7月1日施行)。

我が国において、地域ブランドの取組みを保護するための制度の検討に当たっては、こうした海外の制度を勘案する必要がある。

## Ⅲ. 地域ブランドの保護制度について

## 1. 基本的考え方

- (1) 以上のような実態、事業者や地域からのニーズ等を踏まえると、地域ブランド化の取組みの結果、全国の需要者との間では十分に出所識別機能を有しているとは言えない段階であっても、ある程度需要者間に出所の識別がなされるようになったものについては、他者の権利を不当に制限しないことに留意しつつ、商標登録できることとするための商標制度の導入が期待される。商標法の改正を視野に入れて、早期に具体化を図る必要がある。
- (2) 保護することが適当な商標としては、できるだけ指定商品又は指定役務 の範囲を厳格に規定する観点から、「地域名」と「商品(役務)名」とか らなる地域ブランド(地名入り文字商標)とし、また、他の事業者との関 係からは、実績として需要者の間に一定の出所表示機能を現に果たしてい るものを対象とすべきである。
- (3) 登録の主体については、通常の商標の登録基準によっては排他的独占権を与えるに達しないものであることから、基本的に、一事業者に対して登録を認めることは適当ではなく、生産者等を構成員とし自ら商品(役務)の生産・提供等を行っている団体とすることが適当である。先に見たように、諸外国の同種の立法例においても、地域ブランドについては団体商標である場合に限り登録要件を緩和していることが多いことから、こうした扱いは国際的に見ても整合性がある。

ただし、構成員以外の事業者も商標を使用したいとの要請に応えるた

め、加入自由性<sup>9</sup>を持つ団体(事業協同組合等)に限ることが適当である。

- (4) 一方、こうした団体に対して商標登録を認めた場合にも、既に使用実績のある第三者の活動を不当に阻害しないことが必要である。このため、これらの第三者に先使用権を認め、基本的に自己のためである限りそれまでの商標を使っての自由な活動を引き続き可能とすることが妥当である。
- (5) また、商標法において、「地域名」と「商品(役務)名」の組合せが商品(役務)の産地名表示や原材料表示として用いられている場合には商標権侵害とならないのは、通常の商標の場合と同様である。
- (6) なお、商標法は、あくまで一定の商標を使用した商品又は役務の出所を 識別させることを目的とする識別法であり、地域ブランドについて商標の 登録を認めることが当該商品又は役務の優位性や品質を行政庁が保証する ような性格のものではないことに十分留意する必要がある。

## 2. 制度改正の具体的方向

このような基本的枠組みの下で地域ブランドを保護するための新たな制度を 導入する場合、これに必要となる主な制度改正事項については、以下の方向に 沿って検討を行うことが適切である。

## (1) 商標の登録要件等について

<sup>9</sup>加入に際して、正当な理由がないのにその加入を拒んだり、現在の加入者が加入した際に付されたよりも困難な条件を付したりすることがないことが、法律上担保されているもの。

## ① 登録のための主たる要件

## (ア) 商標の構成

現行法では識別力を欠くとして登録できない商標を、一定の要件を課した上でより容易に登録可能とすることとなるが、具体的には、地域名と商品(役務)名からなる文字商標を登録の対象とする。

地域名の範囲について、狭く捉えることは適切でなく、需要者に地域名と認識されているものであれば、行政区画名、旧地名、海域名、外国地名、山岳や河川の名称等を広く対象とする。

商品(役務)の名称についても、通常の名称に加え、伝統工芸品について「〇〇織」「〇〇焼」「〇〇塗」といった名称が広く使用されているが、これらは一定の範囲の商品名を総称したものと考えられることから保護の対象に含めることが適切である。

## (イ) 周知性

地域名と商品(役務)名のみからなる文字商標は、現行商標法上、自他商品(役務)の識別力を欠くとされているが、こうした商標であっても、使用された結果、団体又はその構成員の商品(役務)を表示するものとして一定範囲の需要者に認識されるに至ったものについては、周知性を有するものとして登録を認めることが適当である。なお、需要者の広がりについては、使用されている地域名、商品特性にもよるが、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の範囲と浸透が必要と考えるのが妥当であろう。

## (ウ) 地域名と商品(役務)の関連性

地域ブランド化の取組みは、本来、特定の地域において生産・販売等される 商品と特定の地域で提供される役務など、地域と密接な関連性を有する商品 (役務)について、当該地域名を冠した商標を使用し、他の地域の商品(役務) と差別化を図ろうとするものである。商標中の地域名が実際に当該商標を使用 している商品又は役務と関連性を有しない場合には、地域ブランドとして保護 の必要性があるとは言い難く、こうした場合にも登録を認めることは適当では ない。

## ② 登録の主体の要件

## (ア) 事業者を構成員とする団体

地域ブランド化の取組みは、地域における事業者が協力して地域の特性を活かした商品(役務)の生産等を行うことが一般的であり、特定の事業者にのみ、地域ブランドの使用を認めることは適当ではない。現行法では第7条において、事業者を構成員とする団体がその構成員に共通に使用させる商標として団体商標制度を規定しているが、地域ブランドにおいて用いられる地域名と商品(役務)名のみからなる文字商標の登録を認める主体についても、特別の法律に基づいて設立された組合であって法人格を有するものを中心に検討することが適切である。

#### (イ) 加入の自由性

地域名と商品(役務)名からなる文字商標については、可能な限り多くの地域の事業者に商標の使用を認めることが適当である。したがって、団体商標として認める場合にも、構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が担保された団体に限り、地域団体商標の登録を受けられることとするのが適当である。

## (2) 商標権の効力等

#### ① 先使用権

地域団体商標の出願前から既に当該商標又は類似の商標を使用している事業

者(団体の非構成員)が存在する場合、その権利の保護が必要となる。現行法第32条(先使用権)においては、周知となっていることを条件に他の事業者に先使用権を認めているが、一定程度の周知を前提に地域団体商標の登録を認める今回の制度との関係では、既に同一商標を使用している事業者の商標については未だに周知性を獲得していない場合であっても、引き続き使用することを認めることが適当である。

また、現行の第32条第2項においては、先使用権を認められた者に対し、商標権者が商品(役務)の出所の混同防止のための必要な表示を付すべきことを請求できる旨定めているが、地域団体商標に係る先使用権者についても同様に扱うことが適当である。

## ② 移転等に係る制限

## (ア) 商標権の移転

地域団体商標は、地域名と商品(役務)名からなる商標が一定の出所を識別している場合に、現行法第3条第2項よりも緩和された要件で、一定の主体要件を満たす団体にのみ登録を認めるものである。このため、こうした要件を満たさない場合に移転を認めることとすると、需要者が識別している出所の対象が異なることとなるほか、地域団体商標の主体を限定した趣旨をも逸脱することになり、適切ではないと考えられる。

一方、法人としては継続的に活動をしており、商標の使用をしていた構成員についても変化がない一般承継の場合にまで商標権を消滅させることは現実的ではないため、一般承継の場合に限っては移転を認めることとするのが適切である。

## (イ) 専用使用権の設定

現行商標法において、商標権者は、その商標権について専用使用権を設定す

ることができ(第30条第1項本文)、団体商標に係る商標権についても、同様とされている。

しかしながら、地域団体商標について専用使用権を設定できることとする と、設定された範囲においては商標権者及びその構成員の使用が制限されるこ とになるため、団体商標制度の枠組みを利用した趣旨が没却されてしまうこと になる。また、専用使用権を商標権の全部について設定する場合には移転を認 めたとほぼ同様の効果が生じることとなる。

したがって、地域団体商標については、専用使用権の設定を制限することが 適切である。

## (3) 異議申立て、無効審判及び取消審判

## ① 異議申立て

地域団体商標についても、通常の商標と同様に、登録要件に係る審査で拒絶 されるべきものが誤って商標登録を受けた場合には、地域団体商標の商標登録 に対し、異議申立てが可能となるよう異議申立事由に追加することが適当であ る。

#### ② 無効審判

地域団体商標についても、通常の商標と同様に、登録要件に係る審査で拒絶 されるべきものが誤って商標登録を受けた場合には、無効審判を請求できるよ う、請求事由に追加することが適当である。

また、地域団体商標に係る登録商標が登録後に明らかに周知性を失うに至った場合には、第三者が無効審判を請求できるよう措置すべきである。

#### ③ 取消審判

通常の商標と同様に商標権者により不正な使用があった場合等には、取消審判を請求できる旨を規定することが適当である。

## 検討経緯10

第9回小委員会 平成16年10月5日(火)

議事:商標法による保護の是非、保護する場合の在るべき制度の方向について検討

第10回小委員会 平成16年12月2日(金)

議事:商標法により保護する場合に考えられる制度の具体案について検討

- ○財団法人日本伝統的工芸品産業振興協会からのヒアリング
- ○社団法人日本食品特許センターからのヒアリング
- ○報告書案の検討

報告書案のパブリックコメント 平成16年12月10日(金) ~平成17年1月7日(金)

第11回小委員会 平成17年1月14日(金)

議事:報告書案のパブリックコメントにおいて提出された意見を踏まえた 検討

第12回小委員会 平成17年2月18日(金)

議事:報告書の取りまとめ

<sup>10</sup>産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会は、平成15年6月に産業構造審議会 知的財産政策部会の下に設置され、ブランド戦略から見た商標制度の在り方について審 議を行ってきた。本件については、第9回以降検討を行ったものである。

### 産業構造審議会 知的財産政策部会

## 商標制度小委員会 委員名簿

委員長 土肥 一史 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

小塚荘一郎 上智大学法学部助教授

琴寄 俊 ソニー株式会社知的財産センター知的財産部

担当部長

鈴木 雅博 日本知的財産協会商標委員会委員長

髙部眞規子 東京地方裁判所判事

竹田 稔 竹田稔法律特許事務所弁護士・弁理士

田村 善之 北海道大学大学院法学研究科教授

西野入博志 社団法人日本食品特許センター商標委員会委員長

萬歳 教公 株式会社セブン―イレブン・ジャパン専務取締役

松尾 和子 中村合同特許法律事務所弁護士・弁理士

本宮 照久 日本弁理士会商標委員会委員長

山中 真理 株式会社資生堂法務部商標·国際法務G課長

## 商標法の一部を改正する法律要綱

#### 第一 地域団体商標の登録要件

- 地域団体商標の商標登録を受けることができる者は、事業協同組合その 他の特別の法律により設立された法人格を有する組合又はこれに相当する 外国の法人とすること。
- 二 地域団体商標の商標登録出願に係る商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものであるときは、地域団体商標の商標登録を受けることができるものとすること。
- 三 地域団体商標の商標登録を受けられる商標は、自己又はその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称等からなるものとすること。

### 第二 地域団体商標に係る商標権の移転、専用使用権の設定

地域団体商標に係る商標権について、譲渡及び専用使用権の設定をすることができないものとすること。

### 第三 先使用による商標の使用をする権利

他人の地域団体商標に係る商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る商標の使用をしていた者は、継続して その商標の使用をする権利を有することとすること。

### 第四 地域団体商標に係る商標登録異議の申立て、商標登録の無効の審判

- 地域団体商標の登録要件に違反してされた商標登録について、登録異議の申立てをすることができるものとすること。
- 二 地域団体商標の登録要件に違反してされた商標登録について、その商標 登録を無効にすることについて審判を請求することができることに加え、

商標登録がされた後において、その登録商標が登録要件に該当するものでなくなっているときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができるものとすること。

### 第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第六 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとすること。

## 商標法の一部を改正する法律

商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。 第七条の次に次の一条を加える。

#### (地域団体商標)

- 第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)又はこれに相当する外国の法人(以下「組合等」という。)は、その構成員に使用をさせる商標であって、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定(同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。)にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。
  - 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名 称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
  - 二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標
  - 三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務 の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に 用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を 表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用 いられる方法で表示するもののみからなる商標
- 2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出 願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提

供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

- 3 第一項の場合における第三条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又は その構成員の」とする。
- 4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五 条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証 明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称 を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなけ ればならない。

第十一条第一項中「(団体商標の商標登録出願」の下に「及び地域団体商標の商標登録出願」を、「以下同じ。)」の下に「又は地域団体商標の商標登録出願」を加え、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「団体商標の商標登録出願」の下に「又は地域団体商標の商標登録出願」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願又 は団体商標の商標登録出願に変更することができる。

第十二条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項」の下に「、第七条の二第一項」を加える。

第二十四条の二に次の一項を加える。

4 地域団体商標に係る商標権は、譲渡することができない。

第三十条第一項ただし書中「商標権」の下に「及び地域団体商標に係る商標権」を加える。

第三十一条の二の見出し中「団体構成員」を「団体構成員等」に改め、同条

第一項中「という。)」の下に「又は地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員(以下「地域団体構成員」という。)」を、「当該法人」の下に「又は当該組合等」を、「について団体商標」の下に「又は地域団体商標」を、「その商標権」の下に「(団体商標に係る商標権に限る。)」を加え、同条第三項中「団体構成員」の下に「又は地域団体構成員」を加え、同条第四項中「団体商標」の下に「又は地域団体構成員」を加え、「商標権」を「その商標権」に改め、「団体構成員」の下に「若しくは地域団体構成員」を加える。

第三十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(先使用による商標の使用をする権利)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

- 第三十二条の二 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において 不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又 はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する 商標の使用をしていた者は、継続してその商品又は役務についてその商標の 使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を 有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。
- 2 当該商標権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

第三十三条第三項中「前条第二項」を「第三十二条第二項」に改める。

第四十三条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項」の下に「、第七条の二第一項」を加える。

第四十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第四条第一項」の下に「、第七条の二第一項」を加え、同項に次の一号を加える。

六 地域団体商標の商標登録がされた後において、その商標権者が組合等に 該当しなくなつたとき、又はその登録商標が商標権者若しくはその構成員 の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認 識されているもの若しくは第七条の二第一項各号に該当するものでなくな つているとき。

第四十六条の二中「又は第五号」を「から第六号まで」に改める。 第四十七条に次の一項を加える。

2 商標登録が第七条の二第一項の規定に違反してされた場合(商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。)であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六条第一項の審判は、請求することができない。

第六十四条に次の一項を加える。

3 地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録についての前二項の規定の 適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、「自己又はその構 成員の」とする。

第六十五条第三項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

第六十八条第二項中「第七条第一項若しくは第三項」を「第七条の二第一項」に改め、同条第四項中「第四十六条の二まで」を「第四十五条まで、第四十六条(第一項第六号を除く。)、第四十六条の二」に改め、「、第四条第一項」の下に「、第七条の二第一項」を加える。

第六十八条の三十四第一項及び第六十八条の三十八中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人は、この法律による改正後の商標法第十一条第一項又は第三項の規定にかかわらず、その商標登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願

に変更することができない。

- 2 この法律の施行の際現に特許庁に係属している防護標章登録出願に係る防 護標章登録出願人は、商標法第十二条第一項の規定にかかわらず、その防護 標章登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができない。
- 3 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第九条第一項の規 定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出品又は出展の日 (以下この項において「出品等の日」という。)が、平成十八年四月一日前 であるときは、出品等の日は平成十八年四月一日とみなす。
- 4 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第十三条第一項又は同項において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条の二第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定により優先権を主張しようとする場合(商標法第九条の二又は第九条の三の規定により優先権を主張することができることとされている場合を含む。)において、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条 C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日(以下この項において「出願日」という。)が、平成十八年四月一日前であるときは、出願日は平成十八年四月一日とみなす。
- 5 前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。 (政令への委任)
- 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

## 理由

産業競争力の強化と地域経済の活性化を図ることの必要性の増大等にかんがみ、地域の名称を含む商標を保護することにより、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図るため、地域の名称及び商品の普通名称のみからなる商標等について、地域団体商標の商標登録を受けることを可能にする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 商標法の一部を改正する法律 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

### ○商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)

改正	現 行
(地域団体商標)	
第七条の二 事業協同組合その他の特別	
の法律により設立された組合(法人格	
を有しないものを除き、当該特別の法	
律において、正当な理由がないのに、	
構成員たる資格を有する者の加入を拒	
み、又はその加入につき現在の構成員	
が加入の際に付されたよりも困難な条	
件を付してはならない旨の定めのある	
ものに限る。) 又はこれに相当する外	
国の法人(以下「組合等」という。)	
は、その構成員に使用をさせる商標で	
あつて、次の各号のいずれかに該当す	
るものについて、その商標が使用をさ	
れた結果自己又はその構成員の業務に	
係る商品又は役務を表示するものとし	
て需要者の間に広く認識されていると	
きは、第三条の規定(同条第一項第一	
号又は第二号に係る場合を除く。) に	
かかわらず、地域団体商標の商標登録	
を受けることができる。	
一 地域の名称及び自己又はその構成	

員の業務に係る商品又は役務の普通 名称を普通に用いられる方法で表示 する文字のみからなる商標

- 二 地域の名称及び自己又はその構成 員の業務に係る商品又は役務を表示 するものとして慣用されている名称 を普通に用いられる方法で表示する 文字のみからなる商標
- 三 地域の名称及び自己若しくはその 構成員の業務に係る商品若しくは役 務の普通名称又はこれらを表示する ものとして慣用されている名称を普 通に用いられる方法で表示する文字 並びに商品の産地又は役務の提供の 場所を表示する際に付される文字と して慣用されている文字であつて、 普通に用いられる方法で表示するも ののみからなる商標
- 2 前項において「地域の名称」とは、 自己若しくはその構成員が商標登録出 願前から当該出願に係る商標の使用を している商品の産地若しくは役務の提 供の場所その他これらに準ずる程度に 当該商品若しくは当該役務と密接な関 連性を有すると認められる地域の名称 又はその略称をいう。
- 3 第一項の場合における第三条第一項

改正	現 行

(第一号及び第二号に係る部分に限 る。) の規定の適用については、同項 中「自己の」とあるのは、「自己又は その構成員の」とする。

4 第一項の規定により地域団体商標の 商標登録を受けようとする者は、第五 条第一項の商標登録出願において、商 標登録出願人が組合等であることを証 明する書面及びその商標登録出願に係 る商標が第二項に規定する地域の名称 を含むものであることを証明するため 必要な書類を特許庁長官に提出しなけ ればならない。

(出願の変更)

- 第十一条 商標登録出願人は、団体商標 の商標登録出願を通常の商標登録出願 (団体商標の商標登録出願及び地域団 体商標の商標登録出願以外の商標登録 出願をいう。以下同じ。) 又は地域団 体商標の商標登録出願に変更すること ができる。
- 2 商標登録出願人は、地域団体商標の 商標登録出願を通常の商標登録出願又 は団体商標の商標登録出願に変更する ことができる。
- 出願を団体商標の商標登録出願又は地

(出願の変更)

第十一条 商標登録出願人は、団体商標 の商標登録出願を通常の商標登録出願 (団体商標の商標登録出願以外の商標 登録出願をいう。以下同じ。) に変更 することができる。

3 商標登録出願人は、通常の商標登録 2 商標登録出願人は、通常の商標登録 出願を団体商標の商標登録出願に変更 改 īF.

域団体商標の商標登録出願に変更する ことができる。

- 4 前三項の規定による商標登録出願の 変更は、商標登録出願について査定又 は審決が確定した後は、することがで きない。
- 5 第一項から第三項までの規定による 商標登録出願の変更があつたときは、 もとの商標登録出願は、取り下げたも のとみなす。
- 一項から第三項までの規定による商標 登録出願の変更の場合に準用する。

第十二条 (略)

- 2 (略)
- 3 第十条第二項及び第三項並びに前条 第五項の規定は、第一項の規定による 出願の変更の場合に準用する。

(拒絶の査定)

- 第十五条 審査官は、商標登録出願が次 の各号のいずれかに該当するときは、 その商標登録出願について拒絶をすべ き旨の査定をしなければならない。
  - 一 その商標登録出願に係る商標が第 三条、第四条第一項、第七条の二第 一項、第八条第二項若しくは第五| 項、第五十一条第二項(第五十二条

珥 行

- することができる。
- 3 前二項の規定による商標登録出願の 変更は、商標登録出願について査定又 は審決が確定した後は、することがで きない。
- 4 第一項又は第二項の規定による商標 登録出願の変更があつたときは、もと の商標登録出願は、取り下げたものと みなす。
- 6 前条第二項及び第三項の規定は、第 5 前条第二項及び第三項の規定は、第 一項又は第二項の規定による商標登録 出願の変更の場合に準用する。

第十二条 (略)

- 2 (略)
- 3 第十条第二項及び第三項並びに前条 第四項の規定は、第一項の規定による 出願の変更の場合に準用する。

(拒絶の査定)

- 第十五条 審査官は、商標登録出願が次 の各号の一に該当するときは、その商 標登録出願について拒絶をすべき旨の 査定をしなければならない。
- 一 その商標登録出願に係る商標が第 三条、第四条第一項、第八条第二項 若しくは第五項、第五十一条第二項 (第五十二条の二第二項において準

改 正

の二第二項において準用する場合を 含む。)、第五十三条第二項又は第七 十七条第三項において準用する特許 法第二十五条の規定により商標登録 をすることができないものであると き。

二·三 (略)

(商標権の移転)

第二十四条の二 (略)

2 • 3 (略)

4 地域団体商標に係る商標権は、譲渡 することができない。

(専用使用権)

第三十条 商標権者は、その商標権について専用使用権を設定することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権及び地域団体商標に係る商標権については、この限りでない。

 $2 \sim 4$  (略)

(団体構成員等の権利)

第三十一条の二 団体商標に係る商標権 を有する第七条第一項に規定する法人 の構成員(以下「団体構成員」とい う。)又は地域団体商標に係る商標権 を有する組合等の構成員(以下「地域 団体構成員」という。)は、当該法人 現 行

用する場合を含む。)、第五十三条第 二項又は第七十七条第三項において 準用する特許法第二十五条の規定に より商標登録をすることができない ものであるとき。

二•三 (略)

(商標権の移転)

第二十四条の二 (略)

2 • 3 (略)

(専用使用権)

第三十条 商標権者は、その商標権について専用使用権を設定することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。

 $2 \sim 4$  (略)

(団体構成員の権利)

第三十一条の二 団体商標に係る商標権 を有する第七条第一項に規定する法人 の構成員(以下「団体構成員」とい う。)は、当該法人の定めるところに より、指定商品又は指定役務について 団体商標に係る登録商標の使用をする 又は当該組合等の定めるところにより、指定商品又は指定役務について団体商標又は地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有する。ただし、その商標権(団体商標に係る商標権に限る。)について専用使用権が設定されたときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

#### 2 (略)

- 3 団体構成員<u>又は地域団体構成員</u>は、 第二十四条の四、第二十九条、第五十 条、第五十二条の二、第五十三条及び 第七十三条の規定の適用については、 通常使用権者とみなす。
- 4 団体商標又は地域団体商標に係る登録商標についての第三十三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする

権利を有する。ただし、その商標権について専用使用権が設定されたときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

#### 2 (略)

- 3 団体構成員は、第二十四条の四、第 二十九条、第五十条、第五十二条の 二、第五十三条及び第七十三条の規定 の適用については、通常使用権者とみ なす。
- 4 団体商標に係る登録商標についての 第三十三条第一項第三号の規定の適用 については、同号中「又は<u>商標権</u>若し くは専用使用権についての第三十一条 第四項において準用する特許法第九十 九条第一項の効力を有する通常使用権 を有する者」とあるのは、「若しくは <u>商標権</u>若しくは専用使用権についての 第三十一条第四項において準用する特 許法第九十九条第一項の効力を有する 通常使用権を有する者又はその商標の 使用をする権利を有する団体構成員」

改正

権利を有する団体構成員<u>若しくは地域</u> 団体構成員」とする。

(先使用による商標の使用をする権 利)

第三十二条 (略)

第三十二条の二 他人の地域団体商標の 商標登録出願前から日本国内において 不正競争の目的でなくその商標登録出 願に係る指定商品若しくは指定役務又 はこれらに類似する商品若しくは役務 についてその商標又はこれに類似する 商標の使用をしていた者は、継続して その商品又は役務についてその商標の 使用をする場合は、その商品又は役務 についてその商標の使用をする権利を 有する。当該業務を承継した者につい ても、同様とする。

2 当該商標権者は、前項の規定により 商標の使用をする権利を有する者に対 し、その者の業務に係る商品又は役務 と自己又はその構成員の業務に係る商 品又は役務との混同を防ぐのに適当な 表示を付すべきことを請求することが できる。

(無効審判の請求登録前の使用による 商標の使用をする権利)

第三十三条 (略)

現 行

とする。

(先使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 (略)

(無効審判の請求登録前の使用による 商標の使用をする権利)

第三十三条 (略)

改 正

2 (略)

- 2 (略)
- 3 <u>第三十二条第二項</u>の規定は、第一項 の場合に準用する。

(登録異議の申立て)

- 第四十三条の二 何人も、商標掲載公報 の発行の日から二月以内に限り、特許 庁長官に、商標登録が次の各号の<u>いず れかに</u>該当することを理由として登録 異議の申立てをすることができる。こ の場合において、二以上の指定商品又 は指定役務に係る商標登録について は、指定商品又は指定役務ごとに登録 異議の申立てをすることができる。
  - 一 その商標登録が第三条、第四条第 一項、第七条の二第一項、第八条第 一項、第二項若しくは第五項、第五 十一条第二項(第五十二条の二第二 項において準用する場合を含む。)、 第五十三条第二項又は第七十七条第 三項において準用する特許法第二十 五条の規定に違反してされたこと。
  - 二 (略)

(商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号の<u>いず</u> れかに該当するときは、その商標登録 を無効にすることについて審判を請求 することができる。この場合におい

3 <u>前条第二項</u>の規定は、第一項の場合 に準用する。

行

(登録異議の申立て)

珥

- 第四十三条の二 何人も、商標掲載公報 の発行の日から二月以内に限り、特許 庁長官に、商標登録が次の各号の一に 該当することを理由として登録異議の 申立てをすることができる。この場合 において、二以上の指定商品又は指定 役務に係る商標登録については、指定 商品又は指定役務ごとに登録異議の申 立てをすることができる。
  - 一 その商標登録が第三条、第四条第 一項、第八条第一項、第二項若しく は第五項、第五十一条第二項(第五 十二条の二第二項において準用する 場合を含む。)、第五十三条第二項又 は第七十七条第三項において準用す る特許法第二十五条の規定に違反し てされたこと。

二 (略)

(商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号の<u>一に</u> 該当するときは、その商標登録を無効 にすることについて審判を請求するこ とができる。この場合において、商標

て、商標登録に係る指定商品又は指定 役務が二以上のものについては、指定 商品又は指定役務ごとに請求すること ができる。

その商標登録が第三条、第四条第 一項、第七条の二第一項、第八条第 一項、第二項若しくは第五項、第五 十一条第二項(第五十二条の二第二 項において準用する場合を含む。)、 第五十三条第二項又は第七十七条第 三項において準用する特許法第二十 五条の規定に違反してされたとき。

#### 二~五 (略)

六 地域団体商標の商標登録がされた 後において、その商標権者が組合等 に該当しなくなつたとき、又はその 登録商標が商標権者若しくはその構 成員の業務に係る商品若しくは役務 を表示するものとして需要者の間に 広く認識されているもの若しくは第 七条の二第一項各号に該当するもの でなくなつているとき。

#### 2 • 3 (略)

き旨の審決が確定したときは、商標権 は、初めから存在しなかつたものとみ なす。ただし、商標登録が前条第一項

登録に係る指定商品又は指定役務が二 以上のものについては、指定商品又は 指定役務ごとに請求することができ る。

一 その商標登録が第三条、第四条第 一項、第八条第一項、第二項若しく は第五項、第五十一条第二項(第五 十二条の二第二項において準用する 場合を含む。)、第五十三条第二項又 は第七十七条第三項において準用す る特許法第二十五条の規定に違反し てされたとき。

#### 二~五 (略)

#### 2 · 3 (略)

第四十六条の二 商標登録を無効にすべ 第四十六条の二 商標登録を無効にすべ き旨の審決が確定したときは、商標権 は、初めから存在しなかつたものとみ なす。ただし、商標登録が前条第一項 第四号から第六号までに該当する場合において、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その商標登録が同項第四号から第六号までに該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

- 2 前項ただし書の場合において、商標登録が前条第一項第四号から第六号までに該当するに至つた時を特定できないときは、商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判の請求の登録の日から存在しなかつたものとみなす。第四十七条 (略)
- 2 商標登録が第七条の二第一項の規定 に違反してされた場合(商標が使用を された結果商標登録出願人又はその構 成員の業務に係る商品又は役務を表示 するものとして需要者の間に広く認識 されているものでなかつた場合に限 る。)であつて、商標権の設定の登録 の日から五年を経過し、かつ、その登 録商標が商標権者又はその構成員の業 務に係る商品又は役務を表示するもの として需要者の間に広く認識されてい るときは、その商標登録についての第 四十六条第一項の審判は、請求するこ とができない。

第四号又は第五号に該当する場合において、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その商標登録が同項第四号又は第五号に該当するに至つた時から存在しなかったものとみなす。

2 前項ただし書の場合において、商標登録が前条第一項第四号<u>又は第五号</u>に該当するに至つた時を特定できないときは、商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判の請求の登録の日から存在しなかつたものとみなす。

第四十七条 (略)

改正

現 行

(防護標章登録の要件)

第六十四条 (略)

- 2 (略)
- 3 地域団体商標に係る商標権に係る防 護標章登録についての前二項の規定の 適用については、これらの規定中「自 己の」とあるのは、「自己又はその構 成員の」とする。

(出願の変更)

第六十五条 (略)

- 2 (略)
- 3 第十条第二項及び第三項並びに<u>第十</u> 一条第五項の規定は、第一項の規定に よる出願の変更の場合に準用する。

(商標に関する規定の準用)

#### 第六十八条 (略)

2 第十四条から第十五条の二まで及び 第十六条から第十七条の二までの規定 は、防護標章登録出願の審査に準用す る。この場合において、第十五条第一 号中「第三条、第四条第一項、第七条 の二第一項、第八条第二項若しくは第 五項、第五十一条第二項(第五十二条 の二第二項において準用する場合を含 む。)、第五十三条第二項」とあるの は、「第六十四条」と読み替えるもの とする。 (防護標章登録の要件)

第六十四条 (略)

2 (略)

(出願の変更)

第六十五条 (略)

- 2 (略)
- 3 第十条第二項及び第三項並びに<u>第十</u> <u>一条第四項</u>の規定は、第一項の規定に よる出願の変更の場合に準用する。 (商標に関する規定の準用)

#### 第六十八条 (略)

2 第十四条から第十五条の二まで及び 第十六条から第十七条の二までの規定 は、防護標章登録出願の審査に準用す る。この場合において、第十五条第一 号中「第三条、第四条第一項、第七条 第一項若しくは第三項、第八条第二項 若しくは第五項、第五十一条第二項 (第五十二条の二第二項において準用 する場合を含む。)、第五十三条第二 項」とあるのは、「第六十四条」と読 み替えるものとする。

#### 3 (略)

4 第四十三条の二から第四十五条ま で、第四十六条(第一項第六号を除 く。)、第四十六条の二、第五十三条の 二、第五十三条の三、第五十四条第一 項及び第五十五条の二から第五十六条 の二までの規定は、防護標章登録に係 る登録異議の申立て及び審判に準用す る。この場合において、第四十三条の 二第一号及び第四十六条第一項第一号 中「第三条、第四条第一項、第七条の 二第一項、第八条第一項、第二項若し くは第五項、第五十一条第二項(第五 十二条の二第二項において準用する場 合を含む。)、第五十三条第二項」とあ るのは「第六十四条」と、同項第五号 中「その登録商標が第四条第一項第一 号から第三号まで、第五号、第七号又 は第十六号に掲げる商標に該当するも のとなつているとき」とあるのは「そ の商標登録が第六十四条の規定に違反 することとなつたとき」と読み替える ものとする。

#### 5 (略)

(拒絶理由の特例)

第六十八条の三十四 第六十八条の三十 二第一項又は前条第一項の規定による

#### 3 (略)

4 第四十三条の二から第四十六条の二 まで、第五十三条の二、第五十三条の 三、第五十四条第一項及び第五十五条 の二から第五十六条の二までの規定 は、防護標章登録に係る登録異議の申 立て及び審判に準用する。この場合に おいて、第四十三条の二第一号及び第 四十六条第一項第一号中「第三条、第 四条第一項、第八条第一項、第二項若 しくは第五項、第五十一条第二項(第 五十二条の二第二項において準用する 場合を含む。)、第五十三条第二項」と あるのは「第六十四条」と、同項第五 号中「その登録商標が第四条第一項第 一号から第三号まで、第五号、第七号 又は第十六号に掲げる商標に該当する ものとなつているとき」とあるのは 「その商標登録が第六十四条の規定に 違反することとなつたとき」と読み替 えるものとする。

#### 5 (略)

(拒絶理由の特例)

第六十八条の三十四 第六十八条の三十 二第一項又は前条第一項の規定による 商標登録出願についての第十五条の規定の適用については、同条中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次の各号のいずれかに該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号(第六十八条の三十二第二項各号(第六十八条の三十二第二項といて読み替えて準用する場合を含む。)に規定する要件を満たしていないとき」とする。

#### 2 (略)

(商標登録の無効の審判の特例)

第六十八条の三十八 第六十八条の三十 二第一項又は第六十八条の三十三第一 項の規定による商標登録出願に係る商 標登録についての第四十六条第一項の 審判については、同項中「次の各号の いずれかに該当するとき」とあるの は、「次の各号のいずれかに該当する とき又は第六十八条の三十二第一項若 しくは第六十八条の三十二第一項若し くは第六十八条の三十二第二項各号 (第六十八条の三十三第二項において 読み替えて準用する場合を含む。)の 商標登録出願についての第十五条の規定の適用については、同条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号(第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する要件を満たしていないとき」とする。

### 2 (略)

(商標登録の無効の審判の特例)

第六十八条の三十八 第六十八条の三十 二第一項又は第六十八条の三十三第一 項の規定による商標登録出願に係る商 標登録についての第四十六条第一項の 審判については、同項中「次の各号の 一に該当するとき」とあるのは、「次 の各号の一に該当するとき又は第六十 八条の三十二第一項若しくは第六十八条 の三十二第一項若しくは第六十八条 の三十二第二項各号(第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用す る場合を含む。)の規定に違反してさ

改正	現 行
規定に違反してされたとき」とする。	れたとき」とする。

## 商標法の一部を改正する法律を照条文

#### (参照法律一覧)

- ○商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)
- ○特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)
- ○千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のバリ条約(昭和五十年条約第二号)

#### ○商標法 (昭和三十四年法律第百二十七号) (抄)

(商標登録の要件)

- 第三条 自己の義務に係る商品又は役務について使用をする商標については、 次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。
  - 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章の みからなる商標
  - 二 その商品又は役務について慣用されている商標
  - 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期 又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
  - 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみから なる商標
  - 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
  - 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務 であることを認識することができない商標
- 2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果 需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができ るものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができ る。

(商標登録を受けることができない商標)

- 第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。
  - 一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
  - 二 パリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二 日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四 年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。)であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

- 三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定 するものと同一又は類似の商標
- 四 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律 第百五十九号)第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国 民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五 十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標
- 五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの
- 六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的と しないものを表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標
- 七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標
- 八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)
- 九 政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧 会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定す るもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際 的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標(その賞を受けた者が

商標の一部としてその標章を使用するものを除く。)

- 十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に 広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若し くは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務(第六条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。)又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十二 他人の登録防護標章(防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。)と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定 役務について使用をするもの
- 十三 商標権が消滅した日(商標登録を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。)から一年を経過していない他人の商標(他人が商標権が消滅した日前一年以上使用をしなかつたものを除く。)又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十四 種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定による品種 登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗 又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標(第 十号から前号までに掲げるものを除く。)
- 十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標
- 十七 日本国のぶとう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定する ものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒 の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産 地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている

ものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又 は蒸留酒について使用をするもの

- 十八 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能 を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標
- 十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)をもつて使用をするもの(前各号に掲げるものを除く。)

#### $2 \sim 4$ (略)

(商標登録出願)

- 第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。
  - 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 商標登録を受けようとする商標
  - 三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務 の区分

#### $2 \sim 4$ (略)

(団体商標)

- 第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。
- 2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「自己 の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。
- 3 第一項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第 一項の商標登録出願において、商標登録出願人が第一項に規定する法人であ

ることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。 (出願時の特例)

第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。

#### 2 (略)

(パリ条約の例による優先権主張)

- 第九条の二 パリ条約の同盟国でされた商標(第二条第一項第二号に規定する 商標に相当するものに限る。)の登録の出願に基づく優先権は、同項第一号 に規定する商標に相当する商標の登録の出願に基づく優先権についてパリ条 約第四条に定める例により、これを主張することができる。
- 第九条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、商標登録出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民(パリ条約第 三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含 む。)

世界貿易機関の加盟国 又は商標法条約の締約 国 世界貿易機関の加盟国の国民(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書-C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。)又は商標法条約の締約国の国民

パリ条約の同盟国、世 界貿易機関の加盟国又 は商標法条約の締約国

(出願の変更)

- 第十一条 商標登録出願人は、団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願 (団体商標の商標登録出願以外の商標登録出願をいう。以下同じ。)に変更 することができる。
- 2 (略)
- 3 前二項の規定による商標登録出願の変更は、商標登録出願について査定又 は審決が確定した後は、することができない。
- 4 5 (略)
- 第十二条 防護標章登録出願人は、その防護標章登録出願を商標登録出願に変 更することができる。
- 2 3 (略)

(特許法の準用)

- 第十三条 特許法第四十三条第一項から第四項まで並びに第四十三条の二第二項及び第三項の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「商標登録出願の日から三月」と、同法第四十三条の二第二項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、同項中「若しくは世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
- 2 (略)

(拒絶の査定)

#### 第十五条 (略)

- 一 (略)
- 二 その商標登録出願に係る商標が条約の規定により商標登録をすることができないものであるとき。
- 三 その商標登録出願が第六条第一項又は第二項に規定する要件を満たしていないとき。

(商標権の移転)

- 第二十四条の二 商標権の移転は、その指定商品又は指定役務が二以上あると きは、指定商品又は指定役務ごとに分割してすることができる。
- 2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関又は公益に関する団体であって営利を目的としないものの商標登録出願であって、第四条第二項に規定するものに係る商標権は、譲渡することができない。
- 3 公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者の商標 登録出願であつて、第四条第二項に規定するものに係る商標権は、その事業 とともにする場合を除き、移転することができない。

(商標権の移転に係る混同防止表示請求)

第二十四条の四 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について 使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする 同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属すること となつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又 は通常使用権者の指定商品又は指定役務についての登録商標の使用により他 の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の業務上の利益(当該他の登録 商標の使用している指定商品又は指定役務に係るものに限る。)が害される おそれのあるときは、当該他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者 は、当該一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者に対 し、当該使用について、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係 る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求するこ とができる。 (他人の特許権等との関係)

第二十九条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品又は指定 役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の 日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは意匠権又はその商標登 録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品又は指定役 務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることが できない。

(先使用による商標の使用をする権利)

- 第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際(第九条の四の規定により、又は第十七条の二第一項若しくは第五十五条の二第三項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際)現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。
- 2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

(無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利)

第三十三条 次の各号の一に該当する者が第四十六条第一項の審判の請求の登録前に商標登録が同項各号の一に該当することを知らないで日本国内において指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務につい

て当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。 当該業務を承継した者についても、同様とする。

- 一 同一又は類似の指定商品又は指定役務について使用をする同一又は類似 の商標についての二以上の商標登録のうち、その一を無効にした場合にお ける原商標権者
- 二 商標登録を無効にして同一又は類似の指定商品又は指定役務について使用をする同一又は類似の商標について正当権利者に商標登録をした場合における原商標権者
- 三 前二号に掲げる場合において、第四十六条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした商標登録に係る商標権についての専用使用権又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者
- 2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。
- 3 前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。 (補正の却下の決定に対する審判)
- 第四十五条 第十六条の二第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その 決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内 に審判を請求することができる。ただし、第十七条の二第一項において準用 する意匠法第十七条の三第一項に規定する新たな商標登録出願をしたとき は、この限りでない。
- 2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。 (商標登録の取消しの審判)
- 第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標(書体

のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。)の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

- 2 前項の審判の請求があつた場合においては、その審判の請求の登録前三年 以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれ かがその請求に係る指定商品又は指定役務のいずれかについての登録商標の 使用をしていることを被請求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商 品又は指定役務に係る商標登録の取消しを免れない。ただし、その指定商品 又は指定役務についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な 理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。
- 3 第一項の審判の請求前三月からその審判の請求の登録の日までの間に、日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をした場合であって、その登録商標の使用がその審判の請求がされることを知つた後であることを請求人が証明したときは、その登録商標の使用は第一項に規定する登録商標の使用に該当しないものとする。ただし、その登録商標の使用をしたことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。
- 第五十二条の二 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について 使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする 同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属すること となつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的 で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であつて他の登録商標に 係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務と 混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことにつ

いて審判を請求することができる。

- 2 第五十一条第二項及び前条の規定は、前項の審判に準用する。
- 第五十三条 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかつた場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。
- 2 当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつた者であつて前項に規定する使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。
- 3 第五十二条の規定は、第一項の審判に準用する。 (防護標章登録の要件)
- 第六十四条 商標権者は、商品に係る登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品又は指定商品に類似する役務以外の役務について他人が登録商標の使用をすることによりその商品または役務と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある商品又は役務について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。
- 2 商標権者は、役務に係る登録商標が自己の業務に係る指定役務を表示する ものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に 係る指定役務及びこれに類似する役務以外の役務又は指定役務に類似する商 品以外の商品について他人が登録商標の使用をすることによりその役務又は

商品と自己の業務に係る指定役務とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある役務又は商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

#### (商標登録表示)

第七十三条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、経済産業省令で定めるところにより、指定商品若しくは指定商品の包装若しくは指定役務の提供の用に供する物に登録商標を付するとき、又は指定役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該指定役務の提供に係る物に登録商標を付するときは、その商標にその商標が登録商標である旨の表示(以下「商標登録表示」という。)を付するように努めなければならない。

#### ○特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号)(抄)

(パリ条約による優先権主張の手続)

第四十三条 パリ条約第四条 D(1)の規定により特許出願について優先権を主張 しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条 C(4)の規定に より最初の出願とみなされた出願をし又は同条 A(2)の規定により最初に出願 をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載し た書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

#### $2 \sim 5$ (略)

(パリ条約の例による優先権主張)

第四十三条の二 (略)

- 2 (略)
- 3 前条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

○千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約(昭和五十年条約第二号)(抄)

第四条 優先権

A(1) (略)

A(2) 各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された二国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認められる。

A(3) (略)

B (略)

 $C(1) \sim C(3)$  (略)

C(4) (2)にいう最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた 後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利 をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶 の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされて いないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期 間の初日とされる。この場合において、先の出願は、優先権の主張の基礎と することができない。

 $D \sim I$  (略)

# 条 文 索 引

商標法	第25条43
第3条17	第26条21,43
第3条第1項	第26条第1項21,22
5,6,9,11,15,17,18,19,20,22,24,42,	第30条32,43
58,61	第30条第1項32
第3条第2項	第30条第2項32
6,14,15,16,18,58,59	第31条の227
第4条42	第31条の2第1項11,28
第4条第1項17,19,20,22,24	第32条29,30,73
第7条72	第32条の229,30,43
第7条の27,42	第36条21,43
第7条の2第1項8,11,	第37条43
12,17,19,22,23,24,25,26,45,46	第38条21
第7条の2第2項8,12,45	第3条第1項34
第7条の2第3項17	第43条の223,43
第7条の2第4項18,19	第46条23,43
第9条第1項37	第46条第1項24
第9条の238	第47条25
第9条の338	第47条第1項26
第11条33	第47条第2項27
第13条第1項38	第50条28,43
第15条19,22	第51条43
第24条の231,43	第52条の 228
第24条の2第2項31	第53条28,43
第24条の2第4項31	

商標法の一部を改正する法律
附則第1条35
附則第2条35
附則第2条第1項36
附則第2条第2項36,37
附則第2条第3項 ······37
附則第 2 条第 5 項······38
附則第3条38
中小企業団体の組織に関する法律
<b>中小企業団体の組織に関する法律</b> 第100条の3 ·······25
第100条の325
第100条の 3 ·······25 特許法
第100条の 3 ·······25 特許法
第100条の 3 ········25 特許法 第43条の 2 第 2 項 ······38